

問 1

生命保険に関するコンサルティングや法令、制度等に関する以下の設問A～Eについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

(問題 1)

(設問A) CFP®認定者は、4人の相談者に対して生命保険に関するアドバイスを行った。CFP®認定者が行った次のアドバイスの下線部のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 相談者A : 人間ドックを受診した際、結果報告書に精密検査を受けるよう記載がありました。まだ精密検査を受けていないので、人間ドックの判定については告知しないで、保険に加入しようと思います。
CFP®認定者 : 保険加入時に、事実と相違した告知をすると告知義務違反となり、保険金や給付金が支払われないことや、契約が解除される可能性があります。病名が確定していなくても、精密検査等の指示を受けているかどうかが告知事項に含まれている場合には、告知する必要があります。
2. 相談者B : 年払いで無解約返戻金タイプの定期保険に加入することを検討していますが、もし保険料を支払った後、数ヵ月経過して解約せざるを得ない状況になったとき、支払った保険料はどうなるのでしょうか。
CFP®認定者 : 年払いで加入して途中で解約することになった場合、定期保険そのものには解約返戻金はありませんが、原則として未経過分の保険料は払い戻されます。
3. 相談者C : 医療保険契約の失効後に入院しました。入院給付金を受け取ることは可能でしょうか。
CFP®認定者 : 失効後の保険料を払い込み、所定の診査または告知および未払保険料を支払えば復活できる場合があります。復活すると、失効中の入院に対しても入院給付金が支払われます。
4. 相談者D : 会社が倒産してしまい、加入している終身保険の保険料の支払いが困難となってしまいました。万一に備え、死亡保障は残しておきたいのですが、保険料の払込猶予期間を過ぎても保険料を支払えない場合、契約はどうなるのでしょうか。
CFP®認定者 : 保険料の払込猶予期間を過ぎても保険料の払込みがない場合、生命保険会社が解約返戻金の範囲内で保険料相当額を自動的に貸し付け、契約を有効に継続させる自動振替貸付という制度があります。万一、自動振替貸付で継続している間に被保険者が死亡した場合、死亡保険金額から自動振替貸付で充当した保険料および利息を差し引いた額が支払われます。

(問題2)

(設問B) RW生命保険会社の生命保険募集人が行った次の募集行為における顧客への説明・対応について、保険業法第300条に定める「保険契約の締結等に関する禁止行為」に該当しないものはどれか。なお、記載のない事項は考慮しないものとする。

1. 所定の免責期間があるがん保険の契約時の説明において、「契約が成立したら、いつでも給付金が支払われますので、心配ありません」と伝えた。
2. 生命保険の乗換え募集に際し、「多くの場合、解約返戻金額は払込保険料の合計額より少ない金額になります」など、不利益となる事実をすべて顧客に説明したうえで、既契約の消滅と新たな契約の申込みを求めた。
3. 保険契約時の説明において、被保険者に告知すべき既往症があったが、「告知書にそのことを記載するとお引き受けできない可能性がありますので記載しないでください」と頼んだ。
4. 終身保険の契約のために顧客宅を訪問し、「保険料の支払いが困難なときには私が一時的に立て替えますのでご安心ください」と言って保険契約を勧めた。

(問題3)

(設問C) 生命保険会社が公表しているソルベンシー・マージン比率に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. ソルベンシー・マージン比率とは、通常予測できる範囲を超えたリスクに対応できるかどうかを判断する指標であり、純資産などの内部留保と有価証券含み益などの合計（ソルベンシー・マージン総額）を、「諸リスクの合計額×1/2」で除することにより求められる。
2. ソルベンシー・マージン比率は生命保険会社の経営の健全性を示す指標の一つであるが、この比率だけで経営の健全性のすべてを判断することは適当ではない。
3. ソルベンシー・マージン比率が200%を下回った場合には、その状況に応じて金融庁が、早期是正措置として業務の改善などの命令を発動することで経営改善への取組みを促す。
4. ソルベンシー・マージン比率は、生命保険会社単体のみで導入されており、保険会社または保険持株会社のグループ連結では導入されていない。

(問題4)

(設問D) 根拠法を有する共済（制度共済）等に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 郵政民営化前に加入し郵政民営化後も継続している簡易生命保険契約は、生命保険契約者保護機構による補償の対象となる。
2. 少額短期保険業を行う事業者は、内閣総理大臣の登録を受ける必要があるが、原則として、資本金が1,000万円に満たない株式会社の場合は登録を拒否される。
3. 全国労働者共済生活協同組合連合会（こくみん共済coop）は、消費生活協同組合法に基づき、厚生労働省の認可を受けて設立された非営利の協同組合である。
4. 全国共済農業協同組合連合会（JA共済連）が実施するJA共済の生命共済の保障内容を見直す場合、所定の範囲で現在加入している契約の共済掛金積立金等を充当し、他の種類の契約に変更する転換制度を活用することができる。

(問題5)

(設問E) 保険業法における保険契約の申込みの撤回または解除（以下「クーリング・オフ」という）に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. クーリング・オフの期間は、「クーリング・オフに関する書面を受け取った日」か「申込日」のいずれか遅い日から起算する。
2. 法人が事業保障資金の準備を目的として加入した保険契約は、クーリング・オフの対象にならない。
3. 団体信用生命保険など担保のための保険加入は、クーリング・オフの対象にならない。
4. 保険会社に対するクーリング・オフの通知は、電子メールで行うことができない。

問 2

保険契約等の税務上の取扱いに関する以下の設問A～Eについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

(問題6)

(設問A) 柴田さんが、(1) 2024年中に支払った医療費等、(2) 2024年中に受け取った給付金等は、下記＜資料＞のとおりである。柴田さんの2024年分の所得税の医療費控除の金額として、正しいものはどれか。なお、柴田さんの2024年分の総所得金額等は550万円であり、セルフメディケーション税制については考慮しないものとする。

＜資料＞

(1) 2024年中に支払った医療費等				
	治療等を受けた者	内容	支払金額	備考
①	柴田さん本人	ケガの治療に係る入院治療等の費用 (うち差額ベッド代) (うち入院のための身の回り品購入費) (うち治療等を受けるための通院費)	15万円 (2万円) (0.5万円) (1万円)	(注1) (注2)
②	柴田さん本人	人間ドック費用 人間ドック費用とは別に支払った費用	7万円 10万円	(注3)
③	柴田さん本人	病気治療のための医薬品代 医薬品代とは別に支払った特別の料金	4万円 0.5万円	(注4)
④	柴田さんの妻	薬局で購入した病気予防のためのビタミン剤	0.5万円	(注5)

(注1) 柴田さん本人の希望により個室に入院した。
(注2) 自家用車で通院した際のガソリン代、駐車場代。
(注3) 人間ドックの結果、重大な疾病が発見され、その治療費等として支払った費用。
(注4) 後発医薬品(ジェネリック医薬品)がある医薬品について、先発医薬品を希望したことにより支払った特別の料金。
(注5) 柴田さんの妻は、柴田さんと生計を一にしている。

(2) 2024年中に受け取った給付金等
生命保険からの入院給付金等：12万円(上記(1)①の柴田さん本人の治療費に係るもの)

1. 4.5万円
2. 11.0万円
3. 11.5万円
4. 12.0万円

(問題7)

(設問B) 唐沢さん(65歳・女性)の2024年分の収入は、下記<資料>のとおりである。唐沢さんの2024年分の所得税の雑所得の金額として、正しいものはどれか。なお、必要経費の計算過程については小数点以下第3位を切り上げ、第2位まで算出することとする。また、他に雑所得はないものとする。

<資料>

- ① 老齢厚生年金および老齢基礎年金：150万円
- ② 企業年金：100万円(受取期間10年)
選択制の企業型確定拠出年金(企業型DC)に基づく年金であり、在職中、唐沢さんは給与の一部を企業型DCの拠出金として選択しており、拠出金として選択した金額の総額は400万円である。
- ③ 個人年金保険(15年保証期間付終身年金)：30万円(内訳：基本年金および増額年金合計で30万円、配当なし)
唐沢さん本人が保険料負担者かつ被保険者であり、年金支給開始時年齢は65歳である。
既払込正味保険料総額：400万円
- ④ 相続した個人年金保険(15年確定年金)：60万円
唐沢さんの父が2020年4月に死亡し相続した契約であり、1回目の年金から唐沢さんが受け取っている。
既払込正味保険料総額：400万円(契約当初より唐沢さんの父が全額を負担)
年金受給権の相続税評価額：478.3万円
総収入金額算入額(課税部分)：15.4万円

<公的年金等控除額の速算表>

納税者区分	公的年金等の収入金額(A)	公的年金等控除額
		公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額 1,000万円以下
65歳未満の者	130万円以下	60万円
	130万円超 410万円以下	$(A) \times 25\% + 27.5$ 万円
	410万円超 770万円以下	$(A) \times 15\% + 68.5$ 万円
	770万円超 1,000万円以下	$(A) \times 5\% + 145.5$ 万円
	1,000万円超	195.5万円
65歳以上の者	330万円以下	110万円
	330万円超 410万円以下	$(A) \times 25\% + 27.5$ 万円
	410万円超 770万円以下	$(A) \times 15\% + 68.5$ 万円
	770万円超 1,000万円以下	$(A) \times 5\% + 145.5$ 万円
	1,000万円超	195.5万円

＜余命年数表（所得税法施行令からの抜粋）＞

年金の支給 開始日にお ける年齢	余命年数		年金の支給 開始日にお ける年齢	余命年数	
	男	女		男	女
60歳	19年	23年	66歳	14年	18年
61	18	22	67	14	17
62	17	21	68	13	16
63	17	20	69	12	15
64	16	19	70	12	14
65	15	18	71	11	14

1. 115.97万円
2. 151.77万円
3. 155.97万円
4. 180.50万円

（問題8）

（設問C）保険契約者（保険料負担者）＝被保険者である定期保険の死亡保険金を年金で受け取る場合の税務に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. あらかじめ死亡保険金を年金で受け取ることとしている場合、年金支給開始初年度を含め毎年雑所得として所得税の課税対象となる。
2. あらかじめ死亡保険金を年金で受け取ることとしている場合、雑所得の計算における必要経費は、既払込保険料を基に計算する。
3. 保険金支払事由が発生してから死亡保険金を年金で受け取る申出をした場合、年金支給開始初年度を含め毎年雑所得として所得税の対象となる。
4. 保険金支払事由が発生してから死亡保険金を年金で受け取る申出をした場合、雑所得の計算における必要経費は、死亡保険金を基に計算する。

(問題9)

(設問D) 横川さんが2024年中に支払った保険料は、下記＜資料＞のとおりである。横川さんの2024年分の所得税の生命保険料控除の金額として、正しいものはどれか。なお、いずれの契約も適正に保険料は支払われており、生命保険料控除の対象となる要件を満たしているものとし、契約①以外の契約については配当金はないものとする。また、控除額が最も大きくなる組み合わせを用いるものとする。

＜資料＞

契約	保険種類	契約時期	保険料 払込方法	年間正味 払込保険料	備考
①	団体定期保険	2007年	月払い	16,400円	(注1)
②	医療保障特約付終身保険	2007年	月払い	76,500円	(注2)
③	介護保障保険	2024年	月払い	4,000円	(注3)
④	個人年金保険	2010年	月払い	28,000円	(注4)

(注1) 毎年4月1日に自動更新する1年契約のものであり特約の付加はない。2024年に受け取った配当金13,600円を控除した額が年間正味払込保険料の額である。

(注2) 2024年2月1日に特約部分を更新した。更新前後の保険料は以下のとおり。

	更新前(1月)	更新後(2月～12月)
終身保険部分	2,000円	22,000円
医療保障特約部分	3,000円	49,500円

(注3) 死亡保険金額と介護保険金額が同額であり、各保障に応じた保険料の区分はない。

(注4) 税制適格特約付個人年金保険である。2024年4月までに実際に支払った保険料が28,000円で、2024年5月以降の保険料56,000円分は自動振替貸付によって保険料の払込みに充当されている。

＜所得税の生命保険料控除の控除額の速算表＞

(1) 2011年12月31日以前に締結した保険契約(旧契約)等に係る控除額

年間の支払保険料の合計	控除額
25,000円 以下	支払保険料の全額
25,000円 超 50,000円 以下	支払保険料×1/2+12,500円
50,000円 超 100,000円 以下	支払保険料×1/4+25,000円
100,000円 超	50,000円

(2) 2012年1月1日以後に締結した保険契約(新契約)等に係る控除額

年間の支払保険料の合計	控除額
20,000円 以下	支払保険料の全額
20,000円 超 40,000円 以下	支払保険料×1/2+10,000円
40,000円 超 80,000円 以下	支払保険料×1/4+20,000円
80,000円 超	40,000円

1. 113,575円
2. 113,975円
3. 117,375円
4. 118,375円

(問題 10)

(設問E) 小原さんが2024年中に受け取った保険金等は、下記<資料>のとおりである。小原さんの2024年分の所得税の一時所得のうち、総所得金額に算入すべき金額として、正しいものはどれか。なお、契約①～④の保険契約者(保険料負担者)は小原さんであり、いずれも特約を付加していないものとする。また、他に一時所得はないものとする。

<資料>

契約	保険種類	被保険者	内容	保険金額・ 解約返戻金額	払込保険料総額	備考
①	変額保険 (有期型)	小原さん	満期保険金	400万円	500万円	—
②	生前給付保険	小原さん	特定疾病 保険金	300万円	100万円	(注1)
③	定期保険	小原さんの母	死亡保険金	1,000万円	50万円	(注2)
④	一時払 個人年金保険	小原さん	解約返戻金	580万円	500万円	(注3)

(注1) 受取額は、特定疾病保険金から契約者貸付金およびその利息の合計額40万円を控除した額である。

(注2) 小原さんの母は2024年8月に死亡した。

(注3) 据置期間10年の個人年金保険(10年確定年金)で、加入してから4年5ヵ月後に解約した。

1. 400万円
2. 440万円
3. 450万円
4. 500万円

問3

総合商社に勤務している長岡慎三さん（以下「慎三さん」という）は、現在加入している生命保険の内容についてCFP[®]認定者に相談しました。以下の設問A～Cについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。なお、契約時から保険事故までに保険金・給付金などの支払いは一切ないものとします。また、解答に当たっては、LQ生命保険会社の生命保険＜資料1＞とその生命保険約款＜資料2＞の定めによることとします。

＜資料1＞

保険種類 5年ごと利差配当付終身保険		保険証券記号番号 ○○○－△△△△	
保険契約者	ナガオカ シンゾウ 長岡 慎三 様	ご印鑑 	契約日：2013年6月1日 主契約の保険期間：終身 主契約の保険料払込期間：65歳払込満了 保険料払込方法（回数）：年12回 保険料払込期月：毎月 社員配当金支払方法：積立配当方式 払込保険料合計：××, ×××円 （うち主契約保険料：××, ×××円）
被保険者	ナガオカ シンゾウ 長岡 慎三 様 契約年齢 38歳 男性 1975年（昭和50年）4月20日生		
受取人	死亡保険金 長岡 真帆 様（妻） 長岡 昭博 様（子）	受取割合 70% 30%	
■ご契約内容 終身保険（主契約）（※1） 災害入院特約（※2） 疾病入院特約（※3） 家族災害入院特約（妻型） 家族疾病入院特約（妻型） リビング・ニーズ特約 ※1：死亡保険金額 1,000万円 ※2：入院給付金日額 5,000円 ※3：入院給付金日額 5,000円			

<資料 2>

[5年ごと利差配当付終身保険 普通保険約款 (抜粋)]

第1条一省略ー

第2条 (保険金の支払い)

① 死亡保険金、高度障害保険金の支払は、次のとおりとします。

	保険金を支払う場合 (以下「支払事由」といいます。)	支払額	受取人	支払事由に該当しても保険金を支払わない場合
死亡保険金	被保険者が死亡したとき	死亡保険金額	死亡保険金受取人	被保険者が次のいずれかにより死亡したとき 1. 責任開始 (復活が行なわれた場合は、最後の復活の際の責任開始。以下同じ。) の日からその日を含めて1年以内の自殺 2. 保険契約者の故意 3. 死亡保険金受取人の故意 4. 戦争その他の変乱
高度障害保険金	被保険者が、責任開始の時以後に発生した傷害または疾病により、下表に定めるいずれかの高度障害状態になったとき。この場合、責任開始の時前にすでに生じていた障害状態に、責任開始の時以後に発生した傷害または疾病 (責任開始の時前にすでに生じていた障害状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病に限ります。) を原因とする障害状態が新たに加わって高度障害状態になったときを含みます。	死亡保険金額と同額	被保険者	被保険者が次のいずれかにより高度障害状態になったとき 1. 被保険者の自殺行為または犯罪行為 2. 保険契約者の故意 3. 被保険者の故意 4. 戦争その他の変乱

高度障害状態

1. 両眼の視力を全く永久に失ったとき
2. 言語またはしゃくの機能を全く永久に失ったとき
3. 中枢神経系、精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するとき
4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったとき
5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったとき
6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったとき
7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったとき

② 被保険者の生死が明らかでない場合でも、会社が死亡したものと認めたときは、死亡保険金を支払います。

③ 保険契約者および死亡保険金受取人を法人とする保険契約については、高度障害保険金の受取人は、第1項の規定にかかわらず死亡保険金受取人となります。

④ 死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させた場合でも、その受取人が死亡保険金の一部の受取人であるときは、会社は、その残額を他の受取人に支払います。

⑤ 被保険者が戦争その他の変乱により死亡したまたは高度障害状態になった場合でも、これらの事由により死亡したまたは高度障害状態になった被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めたときは、会社は、その程度に応じ、保険金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払うことがあります。

⑥ 被保険者が死亡しても死亡保険金を支払わない場合には、会社は、責任準備金があるときはこれを保険契約者に払いもどします。ただし、保険契約者の故意により被保険者が死亡した場合には払いもどしません。

⑦ 高度障害保険金の請求前に被保険者が死亡した場合は、高度障害保険金は支払わず、死亡保険金を死亡保険金受取人に支払います。

⑧ 高度障害保険金が支払われた場合は、被保険者が高度障害状態になった時から保険契約は消滅します。

第3条 (保険金の支払方法の選択)

保険契約者 (保険金の支払事由発生後は保険金の受取人) は、会社の定めるところにより、一時支払にかえて、保険金 (保険金とともに支払われる金銭を含みます。) について、年金支払または据置支払を選択することができます。

第4条（保険料の払込免除）

① 保険料の払込免除は次のとおりとします。

	保険料の払込みを免除する場合（以下「払込免除事由」といいます。）	払込みを免除する保険料	払込免除事由に該当しても保険料の払込みを免除しない場合
保険料の払込免除	被保険者が、保険料払込期間中に、責任開始の時以後に発生した付表に定める不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内に下表に定めるいずれかの身体障害の状態になったとき。この場合、責任開始の時前にすでに生じていた障害状態に、責任開始の時以後に発生した不慮の事故による傷害を原因とする障害状態が新たに加わって身体障害の状態になったときを含みます。	払込免除事由が生じた日の後に払込期月の到来する保険料。ただし、その日が払込期月の初日からその月の契約応当日の前日までのときは、その払込期月の保険料を含みます。	被保険者が次のいずれかにより身体障害の状態になったとき 1. 保険契約者の故意または重大な過失 2. 被保険者の故意または重大な過失 3. 被保険者の犯罪行為 4. 被保険者の精神障害または泥酔の状態を原因とする事故 5. 被保険者が法令に定める運転資格をもたないで運転している間に生じた事故 6. 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 7. 地震、噴火または津波 8. 戦争その他の変乱

身体障害の状態

1. 1眼の視力を全く永久に失ったとき
2. 両耳の聴力を全く永久に失ったとき
3. 1上肢を手関節以上で失ったかまたは1上肢の用もしくは1上肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったとき
4. 1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用もしくは1下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったとき
5. 10手指の用を全く永久に失ったとき
6. 1手の5手指を失ったかまたは第1指（母指）および第2指（示指）を含んで4手指を失ったとき
7. 10足指を失ったとき
8. 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すとき

② 被保険者が地震、噴火、津波または戦争その他の変乱により身体障害の状態になった場合でも、これらの事由により身体障害の状態になった被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めたときは、会社は、保険料の払込みを免除します。

③ 保険料の払込みが免除された場合には、保険料は、以後払込期月の契約応当日ごとに払込みがあったものとして取り扱います。

④ 保険料の払込みが免除された保険契約については第27条（払済保険への変更）、第29条（保険料払込期間または保険料払込方式の変更）および第42条（保険料一部一時払への移行）の規定は適用しません。

⑤ 保険料の払込みを免除した場合は、保険証券に裏書きします。

第5条～第44条一省略ー

付表 対象となる不慮の事故

分類項目
1. 鉄道事故
2. 自動車交通事故
3. 自動車非交通事故
4. その他の道路交通機関事故
5. 水上交通機関事故
6. 航空機および宇宙交通機関事故
7. 他に分類されない交通機関事故
8. 医薬品および生物学的製剤による不慮の中毒 ただし、外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎などは含まれません。また、疾病の診断、治療を目的としたものは除外します。
9. その他の固体、液体、ガスおよび蒸気による不慮の中毒 ただし、洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎ならびにサルモネラ性食中毒、細菌性食中毒およびアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎、大腸炎は含まれません。
10. 外科的および内科的診療上の患者事故 ただし、疾病の診断、治療を目的としたものは除外します。
11. 患者の異常反応あるいは後発合併症を生じた外科的および内科的処置で処置時事故の記載のないもの ただし、疾病の診断、治療を目的としたものは除外します。
12. 不慮の墜落
13. 火災および火災による不慮の事故
（以下省略）

[災害入院特約] ー省略ー
[疾病入院特約 (抜粋)]

第1条 (特約の締結および責任開始期)

- ① この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）締結の際、保険契約者の申出によって、主契約に付加して締結します。
- ② この特約の責任開始期は、主契約の責任開始期と同一とします。

第2条 (特約の保険期間および保険料払込期間)

- ① この特約の保険期間は、第27条ないし第30条の規定に定める場合を除くほか、責任開始の日から主契約の保険期間満了の日までとします。
- ② この特約の保険料払込期間は、この特約の保険期間と同一とします。ただし、会社の定める範囲内で別に定めることができます。

第3条～第33条ー省略ー

付表1～付表5ー省略ー

[家族災害入院特約] ー省略ー
[家族疾病入院特約 (抜粋)]

第1条 (特約の締結および責任開始期)

- ① この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）締結の際、保険契約者の申出によって、疾病入院特約および家族災害入院特約とあわせて主契約に付加して締結します。
- ② 保険契約者は、この特約の締結の際、会社の定める範囲内で、次のいずれかの型を指定してください。
1. 妻子型
 2. 妻型
 3. 子型
- ③ この特約の責任開始期は、主契約の責任開始期と同一とします。

第2条 (特約の保険期間および保険料払込期間)

この特約の保険期間および保険料払込期間は、それぞれこの特約とあわせて主契約に付加されている疾病入院特約および家族災害入院特約の保険期間および保険料払込期間と同一とします。

第3条 (特約の被保険者の範囲)

- ① この特約の被保険者は、この特約の型にしたがって、次のとおりとします。
1. 妻子型の場合
ア. 主契約の被保険者と同一戸籍に、その妻として記載されている者
イ. 主契約の被保険者と同一戸籍に、その子として記載されている者のうち、満年齢20歳未満の者
 2. 妻型の場合
主契約の被保険者と同一戸籍に、その妻として記載されている者
 3. 子型の場合
主契約の被保険者と同一戸籍に、その子として記載されている者のうち、満年齢20歳未満の者
- ② この特約の締結後に、前項に定めるこの特約の被保険者に該当することとなった者は、該当することとなった時にこの特約の被保険者となります。この場合、その被保険者についての責任開始期は、この特約の被保険者となった時とします。
- ③ この特約の締結後に、第1項のこの特約の規定に該当しなくなった場合は、該当しなくなった時にこの特約の被保険者でなくなります。

第4条 (家族入院給付金日額)

この特約の各被保険者に対する家族入院給付金日額は、疾病入院特約の入院給付金日額の6割に相当する金額とします。

第5条 (給付金の支払)

- ① 家族入院給付金の支払は、次のとおりとします。

	家族入院給付金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）	支払額	受取人	支払事由に該当しても給付金を支払わない場合
家族入院給付金	この特約の被保険者が、この特約の保険期間中に、次のいずれにも該当する入院をしたとき 1. その被保険者についての責任開始（復活または復帰が行なわれた場合は、最後の復活または復帰の際の責任開始。以下同じ。）の時以後に発病した疾病の治療を目的とする入院 2. 付表1に定める病院または診療所における付表2に定める入院 3. 入院日数が5日以上継続した入院	入院1回につき、（家族入院給付金日額）×（入院日数－入院開始日からその日を含めての4日）	主契約の被保険者	この特約の被保険者が、次のいずれかにより、支払事由に該当したとき 1. その被保険者の薬物依存 2. 保険契約者の故意または重大な過失 3. 主契約の被保険者の故意または重大な過失 4. その被保険者の故意または重大な過失 5. その被保険者の犯罪行為 6. その被保険者の精神障害または泥酔の状態を原因とする事故 7. その被保険者が法令に定める運転資格をもたないで運転している間に生じた事故 8. その被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 9. 地震、噴火または津波 10. 戦争その他の変乱

- ② 次のいずれかに該当する入院は、疾病の治療を目的とする入院とみなして第1項の規定を適用します。
1. この特約の責任開始の時以後に生じた、不慮の事故による傷害の治療を目的として、その事故の日からその日を含めて180日を経過した後に開始した入院
 2. この特約の責任開始の時以後に生じた、不慮の事故以外の外因による傷害の治療を目的とする入院
 3. この特約の責任開始の時以後に開始した、異常分娩のための入院。ただし、会社が認めたときに限ります。
- ③ この特約の被保険者が家族入院給付金の支払事由に該当する入院を開始したときに異なる疾病を併発していた場合、またはその入院中に異なる疾病を併発した場合は、家族入院給付金の支払に関しては、その入院開始の直接の原因となった疾病により継続して入院したものとみなして取り扱います。

④～⑭－省略－

第6条（給付金の支払限度）

- ① この特約による家族入院給付金の支払限度は、次のとおりとします。
1. 1回の入院についての支払限度は、支払日数（家族入院給付金を支払う日数。以下同じ。）120日とします。
 2. 各被保険者についての通算支払限度は、支払日数を通算して700日とします。
- ② 付表5に定める悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中（以下「三大疾病」といいます。）の治療を目的とする入院の家族入院給付金は、第1項の支払限度の対象外とします。また、前条（給付金の支払）第3項において、併発する疾病中に三大疾病が含まれる場合は、三大疾病の治療を目的とする入院であると会社が認めた期間に限り支払限度の対象外とします。

③－省略－

第7条～第8条－省略－

第9条（特約保険料の払込免除）

- ① 主契約の保険料の払込みが免除された場合には、会社は、保険料一時払の場合を除き、同時にこの特約の保険料の払込みを免除します。
- ② この特約の保険料の払込みが免除された場合には、会社は、主契約の保険料の払込免除に関する規定を準用します。

第10条～第32条－省略－

付表1～付表4－省略－

付表5 対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中

対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中の範囲は、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のもの（ただしI23、I69.0、I69.1またはI69.3以外であっても、当該分類項目を直接の医学的原因とする続発症・合併症・後遺症と会社が認めたものを含みます。）とし、分類項目の内容については「厚生省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10準拠」によるものとします。

三大疾病	分類項目	分類コード
悪性新生物	－省略－	－省略－
急性心筋梗塞	－省略－	－省略－
脳卒中	20. くも膜下出血	I60
	21. 脳内出血	I61
	22. 脳梗塞	I63
	23. くも膜下出血の続発・後遺症	I69.0
	24. 脳内出血の続発・後遺症	I69.1
	25. 脳梗塞の続発・後遺症	I69.3

（問題11）

（設問A）慎三さんが加入している生命保険に関する次の事例のうち、保険料の払込免除に該当しないものはどれか。なお、いずれの事例も保険料払込期間中で、不慮の事故や発病から180日以内に記述の身体障害の状態になったものとする。

1. 慎三さんが、火災に伴う不慮の事故で、右手を手関節から切断してしまった。
2. 慎三さんが、通勤途中、自動車に追突され、はずみで激突した歩道脇の壁が倒れてきて下敷きとなり、左足をすべて切断してしまった。
3. 慎三さんが病気になり、高熱が何日も続いたことが原因で、片眼を失明し、一生見えなくなってしまった。
4. 慎三さんが、泥酔した運転手による交通事故に巻き込まれ、両耳の聴力をまったく失ってしまい、一生聞こえなくなってしまった。

(問題 1 2)

(設問B) 慎三さんが加入している生命保険の死亡保険金・高度障害保険金の支払いに関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、犯罪行為と保険事故との間には相当因果関係があるものとする。

1. 昭博さんが故意に慎三さんを死亡させた場合、昭博さんには死亡保険金は支払われないが、真帆さんに死亡保険金1,000万円が支払われる。
2. 慎三さんの犯罪行為を起因として慎三さんが高度障害状態に該当した場合、慎三さんに高度障害保険金は支払われない。
3. 慎三さんが保険契約の復活が行われた日の半年後に自殺により死亡した場合、真帆さんおよび昭博さんに死亡保険金は支払われない。
4. 慎三さんが海外赴任中に、現地の戦争に巻き込まれ高度障害状態に該当した場合でも、慎三さんに高度障害保険金の金額の一部または全部が支払われることがある。

(問題 1 3)

(設問C) 2025年7月に真帆さんがくも膜下出血と診断され134日継続して入院した場合、慎三さんが加入している生命保険から受け取ることができる家族入院給付金の額として、正しいものはどれか。

1. 36.0万円
2. 39.0万円
3. 40.2万円
4. 65.0万円

問4

羽田恵美さん（以下「恵美さん」という）は、60歳を迎える2035年に勤務先の会社を退職することを考えており、老後のライフプランについて、CFP®認定者に相談しました。以下の設問A～Cについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

<資料>

[家族構成]

氏名	続柄	年齢	備考
羽田 恵美	本人	50歳	会社員（独身）

[状況等]

- ・ 恵美さんは、22歳から現在まで株式会社VZに勤務（厚生年金保険加入）している。現在の給与収入は750万円であり、55歳まで増加するが、以降は役職定年で減少を見込んでいる。退職時の退職金（一時金）は1,500万円で、2035年中に支払われる見込みである。なお、退職時に支払われる企業年金を含めた他の退職金はない。
- ・ 恵美さんには、国民年金保険料の未納期間および免除期間はない。
- ・ 恵美さんの公的年金の受給額は、年額240万円の見込みである。
- ・ 現在の預貯金等の資産残高は、2,000万円である。
- ・ 生活費は、2029年までの4年間、物価上昇率3%を見込んでいる。
- ・ 恵美さんは、賃貸マンションに居住しており、退職後も住み続ける予定である。家賃は月10万円で、2年に一度、賃料1ヵ月分の更新料の支払いが発生する。
- ・ 恵美さんは、60歳で退職後、61歳から64歳の間はパート・アルバイト等で働く予定であり、年収は100万円を見込んでいる。
- ・ 恵美さんは、2026年からNISA口座を開設して資産運用を行う予定であり、毎年20万円の運用収入を見込んでいる。ただし、61歳から64歳の間は、給与収入減少に備えて積極運用するつもりであり、毎年50万円の運用収入を見込んでいる。
- ・ 恵美さんは、終身医療保険に加入しているが、保険料の払込みは終了している。
- ・ その他費用として、60歳まで毎年80万円を見込んでいるが、2年に一度海外旅行費用として別途40万円を見込んでいる。61歳以降は毎年50万円を見込んでいる。
- ・ 恵美さんは、2030年に両親に海外旅行をプレゼントしたいと考えており、別途300万円の臨時支出を見込んでいる。
- ・ 恵美さんは、70歳以降に民間の介護施設に入居したいと考えており、70歳を迎える2045年の年末時点で、貯蓄残高を4,000万円にする目標である。

(問題 14)

(設問A) 恵美さんは、自らが描くライフプランを実現したいと思い、CFP®認定者に相談した。

CFP®認定者は、恵美さんからヒアリングした内容に基づいて下記のキャッシュフロー表を作成した。このキャッシュフロー表に関する次の記述の空欄(ア)、(イ)にあてはまる数値の組み合わせとして、最も適切なものはどれか。

<キャッシュフロー表>

(単位：万円)

年	恵美さん 年齢	収入等合計				支出合計				当該年の 収支	貯蓄 残高
			給与 収入	運用収入 退職金等	公的 年金		生活費	住居費	その他 費用		
2025	50	750	750	0	0	500	300	120	80	250	2,250
2026	51		773	20	0	559	309	130	120		
2027	52		812	20	0	518	318	120	80		
2028	53		836	20	0	577	327	130	120		
2029	54		861	20	0	536	336	120	80		
2030	55		887	20	0	886	336	130	420		
2031	56		842	20	0	536	336	120	80		
2032	57		800	20	0	586	336	130	120		
2033	58		760	20	0	536	336	120	80		
2034	59		722	20	0	586	336	130	120		
2035	60		686		0	536	336	120	80	(ア)	
2036	61				0	420	240	130	50		
2037	62				0	410	240	120	50		
2038	63				0	420	240	130	50		
2039	64				0	410	240	120	50		
2040	65		0	20	240	420	240	130	50		
2041	66		0	20	240	410	240	120	50		
2042	67		0	20	240	420	240	130	50		
2043	68		0	20	240	410	240	120	50		
2044	69		0	20	240	420	240	130	50		
2045	70		0	20	240	410	240	120	50		(イ)

【留意事項】

- ・ 給与収入、退職一時金、運用収入、公的年金は、いずれも手取り額である。
- ・ 61歳以降の税金・社会保険料は、その他費用に含まれる。
- ・ 恵美さんの年齢は、年末時点の満年齢で表示している。
- ・ 記載の数値は、正しいものとする。
- ・ 問題作成の都合上、一部空欄としている。

恵美さんが目標とする貯蓄残高は4,000万円ですが、60歳で退職予定の2035年の収支は（ア）万円、70歳を迎える2045年末の貯蓄残高は（イ）万円となる見込みです。

1. (ア) 1,670 (イ) 3,683
2. (ア) 1,670 (イ) 4,083
3. (ア) 170 (イ) 2,183
4. (ア) 170 (イ) 2,583

(問題 15)

(設問B) 下記＜資料1＞＜資料2＞は生命保険文化センターが行った「2023年度ライフマネジメントに関する高年齢層の意識調査（生活保障意識）」における調査結果の一部である。この調査結果に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

＜資料1＞医療保障の私的準備状況（性別・年齢別）

(複数回答、単位：%)

		N							準備している	準備していない	無回答
			預貯金	生命保険	損害保険	共済	売却や賃貸 不動産の	その他			
全 体		2084	65.3	63.9	23.3	15.5	5.9	1.2	87.2	11.8	1.1
性別	男性	996	62.6	63.9	27.8	17.0	7.4	1.8	85.2	13.5	1.3
	女性	1088	67.7	63.9	19.2	14.2	4.4	0.6	89.0	10.2	0.8
本人年齢別	60～64歳	380	61.3	76.6	22.4	15.8	5.0	0.8	89.7	10.0	0.3
	65～69歳	400	64.3	71.0	24.5	17.8	4.3	0.5	88.0	11.5	0.5
	70～74歳	463	65.9	65.4	29.8	20.3	6.7	0.6	87.7	10.8	1.5
	75～79歳	369	66.4	62.3	23.8	18.4	7.3	1.1	88.9	10.0	1.1
	80～84歳	273	67.4	52.7	18.7	6.6	4.8	2.9	85.0	13.2	1.8
	85～89歳	141	66.0	42.6	14.9	7.8	7.1	3.5	78.7	19.1	2.1
	90歳以上	58	74.1	32.8	8.6	3.4	8.6	—	81.0	19.0	—

＜資料2＞自分の介護保障の私的準備状況（性別・年齢別）

(複数回答、単位：％)												
		N								準備している	準備していない	無回答
			預貯金	生命保険	損害保険	共済	売却や賃貸 不動産の	その他				
全 体		2084	64.6	50.2	16.1	10.9	7.9	1.4	77.3	21.4	1.3	
性別	男性	996	62.4	49.3	18.6	12.0	9.8	2.3	74.9	24.4	0.7	
	女性	1088	66.5	51.0	13.9	9.9	6.1	0.6	79.4	18.8	1.8	
本人年齢別	60～64歳	380	60.3	58.7	15.8	11.3	6.6	1.3	76.8	23.2	—	
	65～69歳	400	62.8	52.3	16.3	11.5	6.8	1.0	76.5	23.0	0.5	
	70～74歳	463	68.0	53.3	20.3	15.8	8.9	0.9	79.5	18.8	1.7	
	75～79歳	369	63.7	49.6	17.1	12.5	9.5	1.6	78.3	19.8	1.9	
	80～84歳	273	65.2	44.3	13.2	4.4	6.6	2.2	75.5	22.7	1.8	
	85～89歳	141	66.0	34.8	10.6	5.0	10.6	2.8	72.3	24.1	3.5	
	90歳以上	58	77.6	24.1	5.2	1.7	5.2	1.7	81.0	19.0	—	

1. <資料1>によると、医療保障の私的準備状況について、「生命保険で準備している」と回答した60歳代の人の割合は、70%を超えている。
2. <資料2>によると、自分の介護保障の私的準備状況について、「預貯金で準備している」と回答した人の割合は、本人年齢別の各年代において最も高くなっている。
3. <資料1><資料2>によると、全体では、医療保障の私的準備状況よりも自分の介護保障の私的準備状況の方が、「準備している」と回答した人の割合が高くなっている。
4. <資料1><資料2>によると、医療保障の私的準備状況と自分の介護保障の私的準備状況において、いずれも、女性の方が男性よりも「準備している」と回答した人の割合が高くなっている。

(問題 16)

(設問C) 恵美さんは、下記<資料> VY生命保険会社の医療保険に加入することを検討している。

<資料>の<保障内容>プラン例の商品性に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

<資料>

<特長>

必要な保障を自由にお選びいただけます。

【主契約】基本の備え

① 医療終身保険（無解約返戻金型）

○入院：病気やケガによる入院を日帰り入院^(※1)から保障

- ・ 「初期入院10日給付特則」「特則適用なし」から選択
- ・ 「30日型」「60日型」「120日型」から選択
- ・ 「特定3疾病入院無制限給付特則」「8大生活習慣病入院無制限給付特則」「特則適用なし」から選択

○手術：公的医療保険制度対象手術を入院中・外来を問わず保障

- ・ 「I型」「II型」「なし（入院のみ保障）」から選択
- ・ 「I型」「II型」は「外来手術増額特則」「特則適用なし」から選択

○放射線治療 ○骨髄移植術 ○骨髄ドナー

- ・ 放射線治療、骨髄移植術、骨髄ドナー^(※2)を保障

② 先進医療・患者申出療養特約

○先進医療または患者申出療養による療養を一生涯保障

○技術料相当額（自己負担額）と一時金15万円を保障

【選べる特約】

<かさむ費用への備え>

① 入院一時給付特約

○日帰り入院から入院を一時金で保障

② 通院治療特約

○退院後の通院を保障

③ 8大生活習慣病入院特約

○8大生活習慣病による入院を手厚く保障

<女性のための保障>

④ 女性医療特約

○女性疾病による入院、女性特定手術・乳房再建術を手厚く保障

- ・ 「入院型」「入院・手術型」から選択

⑤ 特定女性疾病通院治療特約

○特定女性疾病による所定の通院を保障

<特定疾病への備え>

⑥ 薬剤治療特約

○抗がん剤（所定の自由診療も含む）などの特定3疾病の薬剤治療を保障

- ・ 「抗がん剤型」「支払対象薬剤I型（120回型）」から選択

⑦ 特定3疾病一時給付特約

○がんなどの特定3疾病を一時金で保障

- ・ 「I型」「II型」から選択^(※3)

⑧ がん診断特約

○がんを一時金で保障

- ・「Ⅰ型」「Ⅱ型」から選択
- ^(※3)

<保険料負担への備え>

⑨ 特定3疾病保険料払込免除特約^(※4)

○がんなどの特定3疾病で所定の理由に該当されたとき、以後の保険料のお払込みを免除

- ・「Ⅰ型」「Ⅱ型」から選択
- ^(※3)

⑩ がん・介護保険料払込免除特約^(※4)

○がんと診断確定、または要介護2以上と認定されたとき、以後の保険料のお払込みを免除

(※1) 日帰り入院とは、入院日と退院日が同一の日である入院をいい、入院基本料のお支払いの有無などを参考にして判断します。

(※2) 骨髄幹細胞の採取手術

(※3) 「特定3疾病一時給付特約」と「がん診断特約」は、同一の型のみ選択可能。

「特定3疾病一時給付特約」と「特定3疾病保険料払込免除特約」は同一の型のみ選択可能。

(※4) 「特定3疾病保険料払込免除特約」と「がん・介護保険料払込免除特約」のどちらかを選択可能。

<保障内容>プラン例（上皮内がんも同額保障）

			お手頃 プラン	基本プラン ライト	基本 プラン	女性 プラン
			主契約（特定3疾病入院無制限給付特則、Ⅱ型（外来手術増額特則））：1日につき5,000円			
			初期入院10日 給付特則適用 なし	初期入院10日 給付特則	初期入院10日 給付特則適用 なし	初期入院10日 給付特則適用 なし
医療終身 保険（無 解約返戻 金型）	入院	病気・ケガによる入院	疾病入院給付金・災害入院給付金1日につき5,000円	疾病・災害入院10日以内：疾病入院給付金・災害入院給付金一律5万円 入院11日以上：1日につき5,000円	疾病入院給付金・災害入院給付金1日につき5,000円	疾病入院給付金・災害入院給付金1日につき5,000円
	手術	病気・ケガによる手術（入院中）※手術によってお支払い金額が変わります。	手術給付金 1回につき5・10・25万円			
		病気・ケガによる手術（外来）	手術給付金 1回につき5万円 （不妊治療を目的とする場合は2.5万円）			
	放射線治療	病気・ケガによる放射線治療	放射線治療給付金 1回につき10万円			
	骨髄移植術	病気による骨髄移植術	骨髄移植給付金 1回につき25万円			
	骨髄ドナー	骨髄幹細胞の採取手術	骨髄ドナー給付金 1回につき5万円			

		お手頃 プラン	基本プラン ライト	基本 プラン	女性 プラン
先進医療・患者申出療養特約	先進医療・患者申出療養による療養	先進医療・患者申出療養給付金（技術料相当額（自己負担額）） 先進医療・患者申出療養一時給付金 15万円			
入院一時給付特約	病気・ケガによる入院	－	入院一時給付金 1入院につき5万円	入院一時給付金 1入院につき10万円	
通院治療特約	退院後の通院	－			
8大生活習慣病入院特約	8大生活習慣病による入院	－			
女性医療特約	女性疾病による入院、女性特定手術・乳房再建術	－			(※5)
特定女性疾病通院治療特約	所定の外来治療以後や退院後の通院	－			(※6)
薬剤治療特約	がんなどの特定3疾病の薬剤治療	－	(※7)		
特定3疾病一時給付特約	がんなどの特定3疾病で所定の理由に該当	－	(※8)		
がん診断特約	がんで所定の理由に該当	－			
特定3疾病保険料払込免除特約（※9）	がんなどの特定3疾病で所定の理由に該当	－			
がん・介護保険料払込免除特約（※9）	がんと診断確定、要介護2以上に認定	－			

(※5)「入院・手術型」

- ・ 女性疾病入院給付金 1日につき5,000円
- ・ 女性特定手術給付金 1回につき15万円
- ・ 乳房再建術給付金 1乳房につき50万円

(※6) 特定女性疾病通院治療給付金 1日につき5,000円

(※7)「支払対象薬剤Ⅰ型（120回型）」

- ・ 抗がん剤治療給付金 1ヵ月につき5万円
- ・ 自由診療抗がん剤治療給付金 1ヵ月につき10万円
- ・ 特定薬剤治療給付金 1ヵ月につき1万円

(※8)「Ⅱ型」

- ・ がん一時給付金 1回につき50万円
- ・ 心疾患一時給付金 1回につき50万円
- ・ 脳血管疾患一時給付金 1回につき50万円

(※9) 上皮内がんも保障

1. 疾病・災害入院給付金日額5,000円で基本プランライトに加入し、ケガの治療のため4日間入院した場合、疾病・災害入院給付金および入院一時給付金が合わせて10万円支払われる。
2. 疾病・災害入院給付金日額5,000円でお手頃プランに加入し、大腸ポリープ治療を目的とする手術を外来で受けた場合、手術給付金が5万円支払われる。
3. がん・介護保険料払込免除特約を付加して基本プランに加入し、上皮内がんと診断確定された場合、保険料が払込免除となる。
4. 特定3疾病一時給付特約と特定3疾病保険料払込免除特約を付加して基本プランに加入する場合、特定3疾病一時給付特約をⅠ型、特定3疾病保険料払込免除特約をⅡ型とすることができる。

問5

室井修さん（以下「修さん」という）は、個人事業主としてWEBライターで生計を立てており、老後の生活設計について、CFP®認定者に相談しました。以下の設問A～Cについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

[家族構成]

氏名	続柄	年齢	備考
室井 修	本人	55歳	自営業（個人事業主）
室井 由美	妻	54歳	自営業（手伝い）
室井 一輝	長男	25歳	会社員

(問題17)

(設問A) 修さんは、現在加入中の下記＜資料＞の保険について名義変更をしようと検討している。名義変更に係る税務上の取扱い等に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

＜資料＞

保険種類：個人年金保険

契約形態：

	名義変更前	名義変更後
保険契約者（保険料負担者）	修さん	由美さん
被保険者	由美さん	由美さん
死亡給付金受取人	修さん	修さん
年金受取人	修さん	由美さん

年金受取開始年齢：65歳

保険料払込期間：65歳払込満了

年金年額・受取期間：60万円・10年間

名義変更までに修さんが支払った正味払込保険料総額：300万円

名義変更時点の解約返戻金相当額：250万円（配当金を含まない）

年金受取開始までの払込保険料総額：500万円

名義変更時点での積立配当金：3万円

1. 修さんから由美さんに名義変更した後、修さんと由美さんが年金受取開始まで生存している場合、年金受給権の60%が贈与税の課税対象となる。
2. 修さんの生存中に名義変更して、年金受取開始前に修さんが死亡した場合、修さんが死亡した時点の生命保険契約に関する権利は、相続税の生命保険金の非課税金額の適用対象とはならない。
3. 修さんの生存中に名義変更して、年金受取開始前に由美さんが死亡した場合、修さんが受け取る死亡給付金のうち、名義変更までに修さんが支払った正味払込保険料総額に対応する部分は、所得税の課税対象となる。
4. 修さんが保険料を300万円支払った後、年金受取開始前に死亡したことにより名義変更した場合、由美さんが相続により取得する生命保険契約に関する権利の価額は250万円である。

(問題 18)

(設問B) 修さんは、令和6年に、母親の絹代さんが死亡したことにより初回の年金を受け取った。この生命保険契約等の年金の調書に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、解答に当たっては、下記＜資料＞（KD生命保険会社が所轄税務署と年金受取人宛に提出している支払調書のうち、年金受取人宛のもの）を参照すること。なお、問題の性質上、明らかにできない部分は「□□□」で示してある。

＜資料＞

KD生命保険会社

このたびご請求いただきましたご契約について、ご指定のお受取り方法にてお支払いいたしましたのでご通知申し上げます。

令和 6 年分 生命保険契約等の年金の支払調書

支払を受ける者	住所又は居所										
	氏名	室井 修				個人番号					
年金の種類	年金の支払金額	年金の支払金額に対応する保険料又は掛金額		差引金額		源泉徴収税額					
確定年金	1千円200,000	900,000		300,000		□□□□□□					
契約者	住所(居所)又は所在地	氏名又は名称				室井 絹代					
		個人番号又は法人番号									
相続等生命保険年金に該当	年金の支払開始日		残存期間数	支払開始日		支払期間数		保証期間数			
	令和6年8月1日		10年	歳		年		年			
	支払総額又は支払総額見込額		支払総額等のうちに保険料又は掛金額の占める割合		年金に係る権利について相続税法第24条の規定により評価された額						
	12千円000,000		75%		10千円800,000						

所得税（源泉徴収税）について

お客様のお受取りになる年金は、相続・贈与等に係る年金となり、年金開始時に年金受給権については相続税、毎年の年金については所得税（雑所得）の課税対象となります。なお、源泉徴収税については対象外となります。

雑所得の計算方法は以下のとおりです。

雑所得＝課税部分の年金収入金額－必要経費額

年金は課税部分と非課税部分に振り分け、課税部分の所得金額にのみ所得税が課税されます。

年金開始初年の所得税は全額非課税となり、2年目以降は非課税部分が経過年数とともに減少していきます。

1. 毎年受け取る年金は、相続等生命保険年金に該当するため、所得税の源泉徴収はされない。
2. 年金開始時には、年金受給権の評価額である1,080万円が相続税の課税対象となる。
3. 令和6年度に受け取った年金額120万円は、第1回目の支払年金であるため、所得税は全額非課税となる。
4. 2年目以降に受け取る年金に関して、雑所得の金額を算出する際の必要経費額は90万円となる。

(問題 19)

(設問C) 一輝さんは、下記＜資料＞KL生命保険会社の利率変動型個人年金保険に加入することを検討している。＜資料＞の利率変動型個人年金保険の商品性等に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

＜資料＞

【5年ごと配当付利率変動型 個人年金保険】

性別：男性 年齢：25歳 月額保険料：10,000円

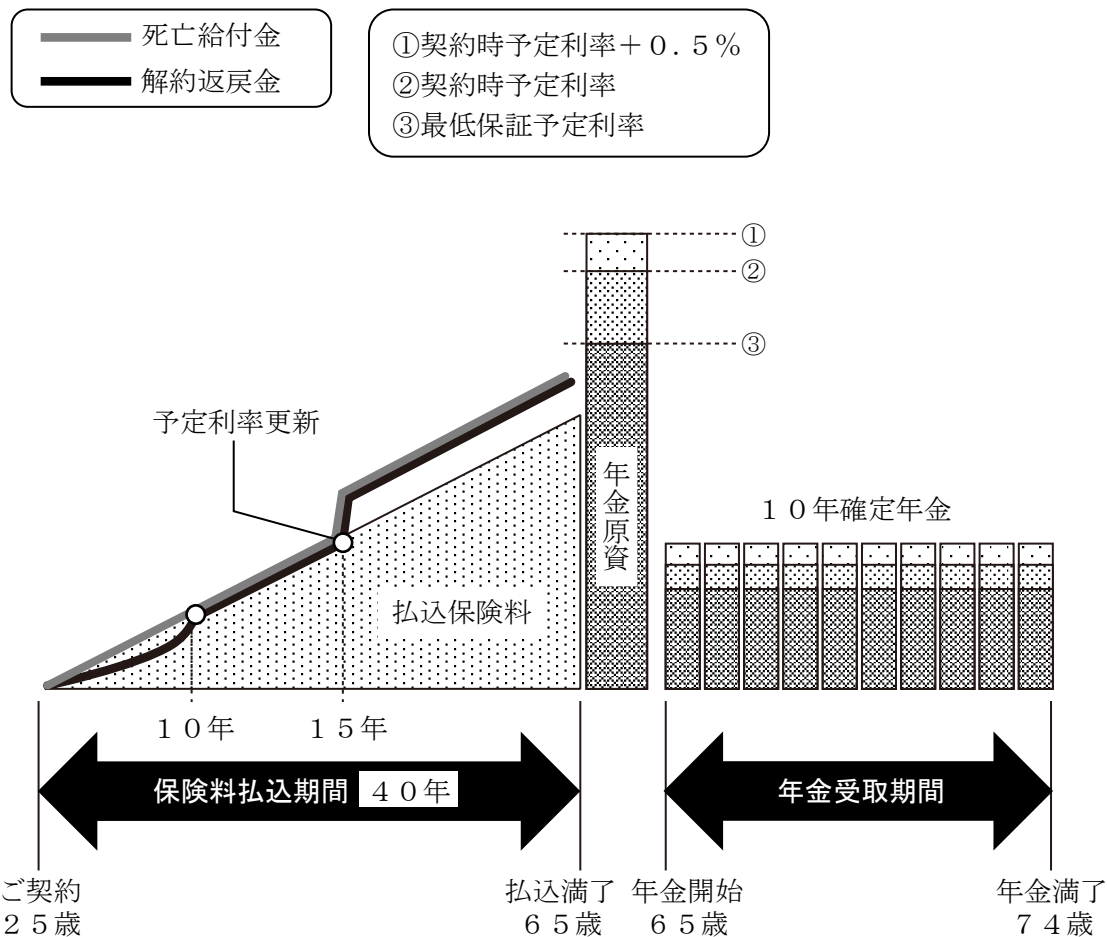
払込期間（年金開始年齢）：40年（65歳）

個人年金保険料税制適格特約：あり

予定契約日：2025年7月1日

契約時予定利率：1.40%

[仕組図]



[商品のポイント]

○予定利率の更新により受取額の増加が期待できます

- ・ この商品では、保険料払込期間中に予定利率を更新するしくみがあります（保険料払込期間が15年の場合、予定利率の更新はありません）。
- ・ 更新後の予定利率がご契約時の予定利率よりも高い場合、ご契約時の予定利率が維持された場合よりも、受取額が増加します（仕組図①②）。

○最低保証予定利率があります

- ・ 更新後の予定利率がご契約時の予定利率よりも低い場合でも、保険料払込満了時点の受領額は、更新後の予定利率が最低保証予定利率まで低下した場合の金額を下回ることはありません（仕組図③）。

○ご契約から10年経過時に元本が回復します

- ・ 解約返戻金は、ご契約から10年経過時点で払込保険料累計額と同額となり、15年経過時点以降は払込保険料累計額を上回ります。
- ・ 保険料払込期間満了日までに死亡した場合は、死亡給付金をお支払いします。

[商品の特徴としくみ]

- ・ 保険料払込期間中の死亡保障を抑え、年金としてお受け取りいただく金額が大きくなるように設計された生存保障重視型の個人年金保険です。
- ・ 年金を10年間確実にお受け取りいただく「確定年金」です。年金支払期間中、被保険者が生存している間、定額の年金をお支払いします。
- ・ 予定利率は、契約日、予定利率計算基準日および年金開始日に当社が設定します。予定利率計算基準日に設定する予定利率が、直前まで適用されていた予定利率よりも高い場合は、予定利率が同じ場合よりも、年金年額は増加します。
- ・ 年金年額は、最終的な年金原資額等に基づき計算される金額となります（契約時には確定しません）。
- ・ 保険契約者および年金受取人は、被保険者と同一人とし、加入後に変更することはできません。
- ・ 所得税法上の要件を満たすご契約は、「個人年金保険料税制適格特約」を付加することができ、お払込みいただいた保険料について「個人年金保険料控除」を受けることができます。

[年金開始日以後の保障（年金）]

年金の種類	お支払いする場合 (支払事由)	お支払額	受取人
10年確定 年金	被保険者が年金支払期間中の年金支払日に生存しているとき	(毎年の年金支払日における年金) 次の各号により計算した年金年額 1. 年金原資額 2. 年金開始日に定めた予定利率	年金受取人
	被保険者が第1回年金支払日から年金支払期間中の最後の年金支払日の前日までの間に死亡したとき	年金支払期間中の未払年金の現価①	後継年金受取人

●年金のお支払いは、一括払いもお選びいただけます②。

※留意・補足事項

- ① 年金支払期間中の未払年金の現価の支払いに代えて、年金の継続払いを請求することができます。
- ② 一括払いの場合の受取金額は、年金として受け取った場合の総額よりも少なくなることがあります。

[年金開始日前の保障（死亡給付金）]

お支払する 給付金	お支払いする場合 (支払事由)	お支払額		受取人
死亡給付金	被保険者が責任開始時から保険料払込期間満了日までに死亡したとき	契約日の直後に到来する予定利率計算基準日の前日までに③に支払事由が発生したとき	被保険者が死亡した日までに払い込まれた保険料④の合計額	死亡給付金受取人
		契約日の直後に到来する予定利率計算基準日から年金開始日の前日までに支払事由が発生したとき	次の各号の合計額 ア. 支払事由が発生した日の直前の予定利率計算基準日時点の積立金 イ. 支払事由が発生した日の直前の予定利率計算基準日以後に払い込まれた保険料④の合計額	

●死亡給付金は、一時支払いとなります。

※留意・補足事項

- ③ 保険料払込期間が15年の場合は、年金開始日の前日までの間とします。
- ④ 保険料が減額された場合は、減額後の保険料とします。

[予定利率について]

- ・ 予定利率は、契約日、予定利率計算基準日⑤および年金開始日に、日本国債の金利等をふまえて当社が設定します。
- ・ 設定される予定利率は、最低保証予定利率を下回ることはありません。
- ・ 予定利率を適用する期間は以下のとおりです。

適用する予定利率	適用する期間
契約日に定めた 予定利率	・ 契約日から、直後に到来する予定利率計算基準日の前日まで適用します。 ・ 直後に到来する予定利率計算基準日がない場合は、年金開始日の前日まで適用します。
予定利率計算基準日に定めた予定利率	・ 当該予定利率計算基準日から、直後に到来する予定利率計算基準日の前日まで適用します。 ・ 直後に到来する予定利率計算基準日がない場合は、年金開始日の前日まで適用します。
年金開始日に定めた 予定利率	・ 年金開始日以後、年金支払期間中に適用します。

※留意・補足事項

⑤ 予定利率計算基準日は、保険料払込期間に応じて以下の日とします。

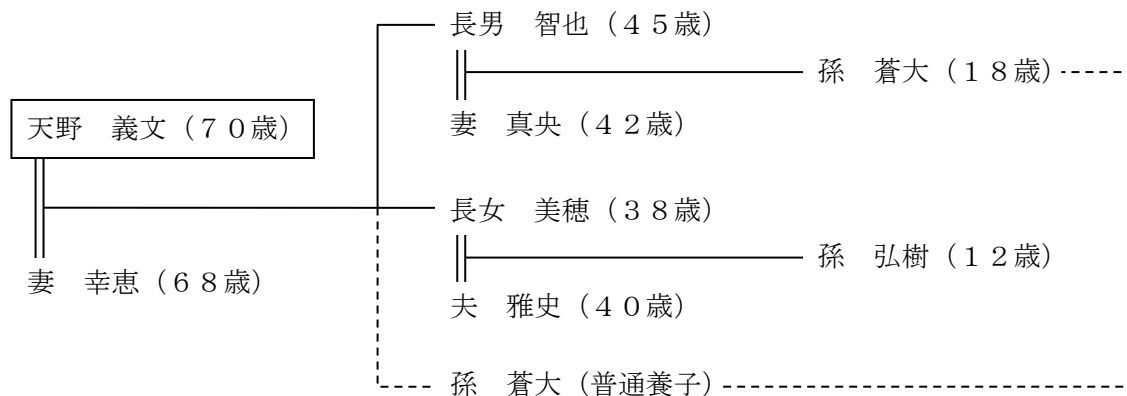
保険料払込期間	予定利率計算基準日
15年	なし
16年～44年	契約日から15年後の年単位の契約応当日
45年～59年	契約日から15年後および30年後の年単位の契約応当日
60年以上	契約日から15年後、30年後および45年後の年単位の契約応当日

1. 契約後、死亡給付金が払込保険料の合計額を下回ることはない。
2. 契約後15年経過するまでの間、解約返戻金額が払込保険料の合計額を上回ることはない。
3. 契約日から15年後の年単位の契約応当日に、年金年額が決定する。
4. 年金支払期間中に被保険者が死亡した場合、後継年金受取人は未払年金の現価を請求することができる。

問6

東京都内で不動産賃貸業を営んでいる天野義文さん（以下「義文さん」という）は、生命保険を活用した相続対策についてCFP®認定者に相談しました。以下の設問A～Dについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

[親族関係図]



[状況等]

- ・ 義文さんは現在個人事業主として不動産賃貸業を営んでおり、妻の幸恵さんと長男の智也さんが従業員として働いている。
- ・ 義文さん夫婦は孫の蒼大さんと養子縁組をしている。
- ・ 義文さんの相続発生時には、法定相続人以外で相続等により財産を取得する者はいないものとする。

[義文さんの主な資産内容（相続税評価額であり、生命保険契約を除く）]

自宅（土地・建物）：5,000万円

※土地は小規模宅地等の特例適用後

賃貸用不動産：15,000万円

預貯金：3,000万円

有価証券等：3,000万円

その他の財産：2,000万円

※義文さんの住所および保有する財産は、日本国内にあるものとする。

[生命保険契約一覧]

契約	保険契約者 (保険料負担者)	被保険者	死亡保険金受取人	死亡保険金額
①	義文さん	義文さん	幸恵さん	1,500万円
②			智也さん	1,000万円
③			美穂さん	1,000万円
④			蒼大さん	1,000万円
⑤			弘樹さん	500万円
⑥	幸恵さん		幸恵さん	500万円

[少額短期保険契約一覧]

契約	保険契約者 (保険料負担者)	被保険者	死亡保険金受取人	死亡保険金額
⑦	義文さん	義文さん	幸恵さん	300万円
⑧				200万円

(問題20)

(設問A) 現時点で義文さんが死亡した場合に生命保険会社から支払われる死亡保険金のうち、幸恵さんの相続税の課税対象額（非課税金額控除後の金額）として、正しいものはどれか。なお、すべての相続人は相続を放棄しないものとする。

1. 909万円
2. 1,100万円
3. 1,200万円
4. 1,333万円

(問題 2 1)

(設問 B) 義文さんは財産の移転を進めながら万一に備えるため、新たな生命保険への加入などについて C F P[®] 認定者に相談した。孫を死亡保険金受取人とする生命保険への加入や孫への生命保険料相当額の贈与等に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。なお、保険契約者＝保険料負担者とする。

1. 義文さんが死亡し生命保険契約④および⑤から死亡保険金が支払われる場合、蒼大さんは相続税額の 2 割加算の対象とならないが、弘樹さんは相続税額の 2 割加算の対象となる。
2. 義文さんを保険契約者・被保険者、死亡保険金受取人を蒼大さん・弘樹さんとした生命保険に新たに加入する場合、蒼大さん・弘樹さんが受け取る死亡保険金は相続税の非課税金額の対象になるため、相続税額を軽減させる効果がある。
3. 義文さんから蒼大さんに相続時精算課税制度を適用して、新たに毎年 1 0 0 万円の贈与を行い、当該贈与が継続している期間中に義文さんが死亡した場合、蒼大さんが贈与を受けた額は、相続税の課税価格に加算する必要はない。
4. 義文さんから弘樹さんに、新たに毎年 1 0 0 万円の暦年課税による贈与を行い、当該贈与が継続している期間中に義文さんが死亡した場合、弘樹さんが贈与を受けた額は、相続税の課税価格に加算する必要はない。

(問題 2 2)

(設問 C) C F P[®] 認定者は義文さんの死亡に備えた相続対策（1 次相続対策）だけでなく、幸恵さんの死亡に備えた相続対策（2 次相続対策）についても説明した。終身保険を活用した相続対策等に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、保険契約者および保険料負担者は義文さん、被保険者は幸恵さんとする。

1. 死亡保険金受取人を義文さんとする終身保険に加入し、1 次相続発生後に保険契約者を幸恵さん、死亡保険金受取人を智也さんに変更した場合、2 次相続発生後に智也さんが受け取る死亡保険金のうち義文さんが支払った正味払込保険料に対する部分は贈与税の課税対象となる。
2. 死亡保険金受取人を義文さんとする終身保険に加入し、1 次相続発生後に保険契約者と死亡保険金受取人を智也さんに変更した場合、2 次相続発生後に智也さんが受け取る死亡保険金は一時所得として所得税および住民税の課税対象となる。
3. 死亡保険金受取人を智也さんとする終身保険に加入し、幸恵さんが義文さんよりも先に死亡した場合、智也さんが受け取る死亡保険金は贈与税の課税対象となる。
4. 死亡保険金受取人を智也さんとする終身保険に加入し、1 次相続発生後に保険契約者を智也さんに変更した場合、2 次相続発生後に智也さんが受け取る死亡保険金は一時所得として所得税および住民税の課税対象となる。

(問題 23)

(設問D) 義文さんは、後継者である長男の智也さんに会社に関わる個人資産をすべて相続させようと考えているが、その場合、長女の美穂さんが財産分割に対して不公平を感じないか心配している。そこでCFP[®]認定者は、生命保険契約等を活用した代償分割による解決策を提案した。代償分割に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 代償交付金の準備を目的とした生命保険契約の場合、被保険者を義文さん、死亡保険金受取人を智也さんとする必要がある。
2. 代償分割の内容を遺産分割協議書に明記した場合、相続人が受け取った代償交付金は、原則として相続税の課税対象となる。
3. 智也さんが代償交付金を交付した場合、相続税の課税価格の計算において、智也さんは相続または遺贈により取得した現物の財産の価額から代償交付金の金額を差し引くことができる。
4. 代償財産を死亡保険金ではなく不動産とした場合、その不動産は税務上、相続発生時点の時価で譲渡したものとして取り扱われる。

問7

R Z株式会社（以下「R Z社」という）は、ここ数年売上が拡大し、業績を順調に伸ばしています。R Z社の代表取締役社長である荒木護さん（以下「荒木社長」という）は、業績が好調なこの時期に役員が死亡等で退職した場合の事業保障や退職金の見直しを検討しており、事業保障および役員退職慰労金等についてCFP[®]認定者に相談しました。以下の設問A～Cについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

[会社概要]

業種：製造業

設立：2005年4月1日

資本金：1,000万円

従業員数：38名

規程：従業員退職金規程および役員退職慰労金規程は整備されている。

[家族構成]

氏名	続柄	年齢	備考
荒木 護	本人	56歳	代表取締役社長
荒木 陽子	妻	56歳	専業主婦
荒木 順一	長男	32歳	専務取締役
荒木 美波	長女	28歳	他企業に勤務

[会社決算状況]

・ 貸借対照表

2025年3月31日

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
<流動資産>	175,000	<流動負債>	80,000
現金・預金	110,000	短期借入金	30,000
売掛金	50,000	買掛金	20,000
仕掛品	5,000	未払金	30,000
仮払金	10,000	<固定負債>	120,000
<固定資産>	115,000	長期借入金	120,000
有形固定資産	60,000	純資産の部	
建物	40,000	<株主資本>	90,000
器具・備品	20,000	資本金	10,000
投資その他の資産	55,000	利益剰余金	80,000
投資有価証券	30,000		
保険料積立金	23,000		
その他	2,000		
合計	290,000	合計	290,000

・ 損益計算書

自 2024年4月 1日

至 2025年3月31日

(単位：千円)

科目	
売上高	400,000
売上原価	280,000
売上総利益	120,000
販売費・一般管理費	92,000
営業利益	28,000
営業外収益	4,000
営業外費用	2,000
経常利益	30,000
特別利益	1,000
特別損失	1,000
税引前当期利益	30,000
法人税等	9,000
当期純利益	21,000

<資料>

[役員退職慰労金規程](抜粋)

第1条(総則)

この規程は退任した取締役または監査役(以下「役員」という)の退職慰労金ならびに弔慰金について定めるものである。

第2条(退任の定義)

退任の時期は以下の各号に定めるときとする。

- ① 辞任
- ② 任期満了
- ③ 解任
- ④ 死亡

第3条(金額の算定)

役員退職慰労金の算定は、役位別の最終報酬月額に役位ごとの在任期間の年数を乗じ、役位別係数を乗じて算出した額の合計額とする。

役位別係数

代表取締役社長	2.8	専務取締役	2.4	常務取締役	2.2
取締役	2.0	監査役	1.0		

在任年数

1年未満の在任期間は月割りとし、1ヵ月未満の端数日がある場合にはこれを1ヵ月に切り上げる。

端数処理の計算

この規程による退職金の算出金額に10,000円未満の端数が生じたときには、これを10,000円に切り上げる。

第4条(功労加算)

在任中の功績が顕著と認められた役員については、功労金として前条により計算した金額の30%相当額を超えない範囲で加算することができる。

第5条(弔慰金)

弔慰金は以下の金額を支給する。

業務上死亡の場合：死亡時の報酬月額×36ヵ月分

業務外死亡の場合：死亡時の報酬月額×6ヵ月分

第6条(支給の時期)

役員退職慰労金および弔慰金は、退任後速やかに支給する。ただし、やむを得ない事由によるときは支給時期を延期することがある。

第7条(死亡役員に対する死亡退職金など)

1. 死亡した役員に対する死亡退職金・弔慰金は遺族に支給する。
2. 遺族とは配偶者を第一順位とし、配偶者のいない場合には子、父母、祖父母、兄弟姉妹の順位とする。なお、該当者が複数いるときは代表者に対して支給するものとする。

(問題 24)

(設問A) 荒木社長が2025年9月10日に私傷病で死亡した場合、役員退職慰労金規程に基づき妻の陽子さんに支払われる「役員退職慰労金」および「弔慰金」の合計額として、正しいものはどれか。なお、解答に当たっては、下記＜条件＞を参照すること。

＜条件＞

- ・ 荒木社長は設立と同時に代表取締役社長に就任し、死亡時の報酬月額が80万円であった。
- ・ 役員退職慰労金規程第4条に基づき、同規程第3条で計算した金額の30%を功労金として加算するものとする。
- ・ 役員退職慰労金規程第5条に基づき、弔慰金が支給される。

1. 5,072万円
2. 5,970万円
3. 6,450万円
4. 8,850万円

(問題 25)

(設問B) 荒木社長は、事業保障資金の必要額を生命保険の死亡保険金で準備したいと考えており、CFP[®]認定者に相談した。下記＜前提条件＞に基づき、法人税等控除後でも、最低限必要な事業保障資金を確保できる金額として、正しいものはどれか。

＜前提条件＞

- (1) 事業保障資金の必要額は、次の①から③までの合計額とする。
- ① 流動負債は売掛金で相殺するものとし、この差額
 - ② 荒木社長は長男の順一さんを後継者にしたいため、順一さんに連帯保証債務を残したくないと思っている。長期借入金については荒木社長が連帯保証人になっているため、この額
 - ③ 荒木社長が急逝した場合の当面の運転資金として、販売費・一般管理費の3ヵ月分の額
- (2) 死亡保険金は全額が益金になるものとし、法人税等の実効税率を35%とする。
- (3) 計算結果については、百万円未満は切り上げるものとする。

1. 1億7,300万円
2. 2億3,400万円
3. 2億6,700万円
4. 3億7,300万円

(問題 26)

(設問C) CFP[®]認定者は役員退職慰労金の打切り支給について説明をした。退職金の打切り支給の例示に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。なお、記載のない要件は満たしているものとする。

1. 常勤役員から非常勤役員へ役位変更し、経営上重要な業務にのみ関与する。
2. 取締役を退任し、監査役に就任する。
3. 役位変更時に自社株の8割を後継社長に移転し、引き続き同様の職務を行う。
4. 役員報酬額を役位変更前と比較し、20%減少させる。

問 8

NQ株式会社（以下「NQ社」という）は、厳しい外部環境の中、業績を順調に伸ばしています。安藤社長は、最近人材確保が難しくなっており、しっかり従業員の努力に報いていきたいと考え、従業員の福利厚生の拡充を検討しており、福利厚生制度等についてCFP[®]認定者に相談しました。以下の設問A～Dについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

[会社概要]

業種：製造業

設立：1987年4月1日

資本金：3,000万円

従業員数：47名

定年：60歳（65歳まで再雇用制度あり）

福利厚生：退職金（一時金）制度あり

中小企業退職金共済（退職金の準備手段）

養老保険（ハーフタックスプラン）

[家族構成]

氏名	続柄	年齢	備考
安藤 和彦	本人	57歳	代表取締役社長
安藤 美佐子	妻	53歳	取締役副社長
安藤 優一	長男	25歳	他企業に勤務
安藤 美鈴	長女	22歳	大学生

<資料>

[従業員退職金規程]

第1条（適用範囲）

- この規程は、就業規則の規程に基づき従業員の退職金について定めたものである。
- この規程による退職金制度は、会社に雇用され勤務する正社員に適用する。パートタイマー、嘱託など就業形態が特殊な者についてはこの限りではない。

第2条（退職金の算定方法）

- 退職金は別表で定めるところにより、退職時における基本給の月額に従業員各人の勤続年数に応じた退職金支給率を乗じて得た額とする。
- 前項の算定をするに当たって、その者の退職事由が次の第1号から第4号までのいずれかに該当する場合には退職金支給率（別表1）を、第5号および第6号のいずれかに該当する場合には退職金支給率（別表2）をそれぞれ適用する。
 - 定年
 - 事業の縮小など業務上の都合による解雇
 - 業務上の事由による傷病

- ④ 死亡
- ⑤ 自己都合
- ⑥ 業務外の事由による傷病

3. 毎年3月末時点の年次評価においてS評価を得た場合は、その年数に応じて、下記算式の退職慰労金を別途支払うものとする。

退職金に加えて支給する退職慰労金額＝S評価を得た年数×5万円

第3条（計算期間）

1. 計算の対象となる勤続年数は、入社日から起算し、退職の日までとする。これには試用期間を通算するが、就業規則に定める休職期間についてはこれを通算しない。
2. 計算上1ヵ月未満の端数月が生じた場合は、15日以上を1ヵ月とし、月割計算を行う。

第4条（特別功労金）

在職中、特に功労があったと認められる従業員に対して、退職金に特別功労金を加算して支給することがある。支給額は、その都度その功労の程度を勘案して定める。

第5条（算出金額の端数処理）

この規程による退職金の算出金額に10,000円未満の端数が生じたときは、これを10,000円に切り上げる。

第6条（控除）

退職金の支給に際しては、法令に定めるほか、支給を受ける者が会社に対して負う債務を控除する。

第7条（支払いの時期および方法）

退職金は、退職または解雇の日から30日以内に通貨で直接、支給対象者にその全額を支払う。ただし、その者の同意がある場合は、その指定する金融機関口座への振込みまたは金融機関振出小切手などの方法により支払う。

第8条（遺族の範囲および順位）

1. 本人死亡のときの退職金を受ける遺族の範囲および順位は、労働基準法施行規則第42条から第45条までに定めるところによる。
2. 前項の規定にかかわらず、従業員が本人の配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹のうち特定の者を指定したときには、会社は死亡退職金をその指定した者に対して支給する。このとき、従業員はあらかじめ会社に届出を行い、事前に承認されることを要するものとする。

第9条（退職金の不支給）

1. 以下の各号の一に該当する者には、退職金を支給しない。ただし、事情により第2条に規定する自己都合退職金支給額に相当する退職金を支給することがある。
 - ① 就業規則に定める懲戒規定に基づき懲戒解雇された者
 - ② 退職後、支給日までの間において在職中の行為につき懲戒解雇に相当する事由が発見された者
2. 退職金の支給後に前項第2号に該当する事実が発見された場合は、会社は支給した退職金の返還を当該従業員であった者または前条の遺族に求めることができる。

第10条（社外業務に従事した場合の併給の調整）

出向等社命により社員が社外業務に従事し、他社より退職金に相当する給付を受けた場合には、

その者の退職金は、この規程により算定された退職金から当該給付に相当する額を控除して支給する。

第11条（外部積立てによる退職金の支給）

会社が、中小企業退職金共済制度など外部機関において積立てを行っている場合は、当該外部機関から支給される退職金は、会社が直接本人に支給したものとみなし、第2条に規定する算定方法により会社から直接支給する退職金は、当該外部機関から支給される退職金の額を控除した額とする。

第12条（改定）

この規程は会社の経営状況および社会情勢の変化等により必要と認めたときは、支給条件・支給水準を見直すことがある。

付則

この規程は、2013年4月1日から施行する。

別表1 会社都合の場合の退職金支給率

勤続	支給率	勤続	支給率	勤続	支給率
1年	0.73	11年	9.01	21年	29.85
2年	1.41	12年	10.45	22年	32.35
3年	2.07	13年	11.99	23年	34.97
4年	2.73	14年	13.65	24年	37.75
5年	3.50	15年	15.43	25年	39.65
6年	4.14	16年	17.58	26年	40.25
7年	4.92	17年	19.87	27年	40.85
8年	5.71	18年	22.26	28年	41.45
9年	6.56	19年	24.80	29年	42.05
10年	7.67	20年	27.45	30年以上	42.65

別表2 自己都合の場合の退職金支給率

勤続	支給率	勤続	支給率	勤続	支給率
1年	0	11年	6.87	21年	26.50
2年	0	12年	8.03	22年	29.78
3年	1.48	13年	9.27	23年	33.19
4年	2.02	14年	10.60	24年	36.85
5年	2.59	15年	11.98	25年	39.65
6年	3.14	16年	14.08	26年	40.25
7年	3.73	17年	16.21	27年	40.85
8年	4.32	18年	18.47	28年	41.45
9年	4.95	19年	20.87	29年	42.05
10年	5.79	20年	23.36	30年以上	42.65

(問題 27)

(設問A) NQ社の従業員である伊丹さんが、休日に交通事故で死亡した場合、＜資料＞および下記＜条件＞に基づき計算した伊丹さんの死亡退職金の額として、正しいものはどれか。

＜条件＞

勤続年数等：正社員として17年継続して勤務

退職時における基本給の月額：352,000円

その他：S評価を得た年数は4年であり、第4条に定める特別功労加算はない。

第3条に定める「休職期間」はなく、第9条に定める「不支給」、第10条に定める「社外業務に従事した場合の併給の調整」に該当する事由はないものとする。

1. 571万円
2. 591万円
3. 700万円
4. 720万円

(問題 28)

(設問B) 安藤社長は、退職金制度の見直しに当たり、現在加入している中小企業退職金共済制度（以下「中退共」という）について、改めてその内容を確認したいと思い、CFP®認定者に相談した。中退共に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、記載のない要件は満たしているものとする。

1. 中退共は、原則全員加入となっているが、代表取締役社長は加入できない。
2. 週の所定労働時間がNQ社の正社員より短く、かつ30時間未満である従業員については、中退共に加入させることはできない。
3. NQ社は従業員1人当たりの掛金月額を一律10,000円としているが、これを15,000円に増額した場合、増額した月から1年間、増額分の1/3の金額について、国から助成を受けることができる。
4. NQ社は従業員退職金規程第9条第1項により、懲戒解雇した従業員には原則として退職金を支給しないが、中退共から支給される退職金を不支給にすることはできない。

(問題 29)

(設問C) NQ社は、NP生命保険会社から確定拠出年金の提案を受け、CFP[®]認定者に相談した。
利率保証型確定拠出年金保険の商品性に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 転職や退職により、他の企業の確定拠出年金や個人型確定拠出年金に移換する場合、積立金から一定の解約控除が適用される。
2. スwitchングで他の商品へ預替え等を行った場合、支払金額（返戻金）が元本（払込保険料総額）を下回ることがある。
3. 保証利率は、保険契約の維持など事業の運営上必要となる経費の割合である予定事業費率を予定利率から差し引いて設定される。
4. 保証利率は、その時点の国債の流通利回り等を基準に運用環境に応じて設定され、保証期間満了まで適用される。

(問題30)

(設問D) NQ社は従業員退職金の財源準備方法として、下記<資料>の従業員全員加入の60歳満了養老保険(無配当)福利厚生プラン(1/2養老保険、ハーフタックスプラン)にも加入している。加入から20年後に従業員の筒井さんが死亡により退職する場合、筒井さんの死亡退職金支給に係るNQ社の一連の経理処理として、最も適切なものはどれか。なお、保険料は20年分支払い済みとし、保険料の未経過分に相当する返還金はないものとする。また、源泉徴収については考慮しないものとする。

<資料>

保険種類：養老保険(無配当)

保険契約者・満期保険金受取人：NQ社

被保険者：従業員全員

死亡保険金受取人：被保険者の遺族

保険期間：各被保険者の60歳満期

保険料払込期間：各被保険者の60歳払込満了

筒井さんに係る死亡保険金額：300万円

筒井さんに係る年払い保険料：10万円

※筒井さんは30歳で加入したものとする。

※筒井さんの死亡退職金予定額は1,000万円とし、そのうち260万円は中小企業退職金共済制度から支払われるものとする。

1.	借方		貸方	
	雑損失	1,000,000円	保険積立金	1,000,000円
	退職金	4,400,000円	現金・預金	4,400,000円
2.	借方		貸方	
	雑損失	1,000,000円	保険積立金	1,000,000円
	退職金	7,400,000円	現金・預金	4,400,000円
			雑収入	3,000,000円
3.	借方		貸方	
	雑損失	1,000,000円	保険積立金	1,000,000円
	退職金	7,000,000円	現金・預金	4,400,000円
			雑収入	2,600,000円
4.	借方		貸方	
	雑損失	1,000,000円	保険積立金	1,000,000円
	退職金	10,000,000円	現金・預金	4,400,000円
			雑収入	5,600,000円

問9

損害保険の制度と仕組みに関する以下の設問A～Cについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

(問題31)

(設問A) 保険業法における情報提供義務および意向把握義務に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 保険募集人が保険募集を行おうとするときは、あらかじめ顧客に対し、自己が所属保険会社等の代理人として保険契約を締結するか、または保険契約の締結を媒介するかの別を明らかにしなければならない。
2. 保険契約者と被保険者が異なり、保険期間が1週間で被保険者の負担する保険料が20,000円の海外旅行保険契約の場合、当該被保険者への「情報提供義務」は適用される。
3. 法人が保険契約者（保険料負担者）で保険期間1年の普通傷害保険契約の場合、被保険者である従業員への「情報提供義務」は適用される。
4. 自動車損害賠償責任保険の契約については、法律により加入が義務付けられているため、「意向把握義務」の適用は除外される。

(問題32)

(設問B) 2025年1月現在における地震保険制度に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

1. 地震保険の保険料を決める基準料率の建物の構造区分は、「M構造」、「T構造」、「H構造」に区分される。
2. 大規模地震対策特別措置法における警戒宣言が発令された場合、一定期間について特定の範囲内に所在する建物・生活用動産を保険の対象とする地震保険契約を新たに締結することはできない。
3. 地震保険の1回の地震等における保険金総支払限度額は、12兆円である。
4. 地震保険は、日本地震再保険会社と政府の間で超過損害額再保険方式による再保険契約が締結されている。

(問題 3 3)

(設問C) 損害保険と法律知識に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、本設問においては「失火の責任に関する法律」を「失火責任法」という。

1. 賃貸マンションの賃借人が、過失（重過失に該当しない）による火災で借室を焼失させた場合、失火責任法の適用により、貸主に対し法律上の損害賠償責任を負わない。
2. 分譲マンションの自室からの過失（重過失に該当する）による火災で隣接する他人の戸室に損害を与えた場合、失火責任法は適用されず、民法第709条に定める損害賠償責任を負う。
3. 貸家の賃借人が、過失（重過失に該当しない）による火災で隣接する他人の建物に損害を与えた場合、失火責任法の適用により、民法第709条に定める損害賠償責任を負わない。
4. 過失（重過失に該当しない）により発生したガス爆発事故により隣接する他人の建物に損害を与えた場合、失火責任法は適用されず、民法第709条に定める損害賠償責任を負う。

問 10

損害保険の保険金等に関する以下の設問A～Cについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

(問題 34)

(設問A) 大垣さんは、自身が所有する戸建ての住宅専用建物（延床面積130m²）を保険の対象として、地震保険を保険金額800万円（保険価額1,600万円）で契約（保険期間：2025年2月1日から1年間）している。2025年4月25日に発生した地震による火災で住宅建物が床面積で45m²焼失し、当該建物の主要構造部の損害の額が500万円であった場合、地震保険から大垣さんに支払われる地震保険金の額として、正しいものはどれか。なお、解答に当たっては、下記＜資料＞を参照すること。

＜資料＞

[地震保険普通保険約款（抜粋）]	
第1章 用語の定義条項	
第1条（用語の定義）	
この約款において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。	
用語	定義
保険価額	損害が生じた地および時における保険の対象の価額をいいます。
建物	土地に定着し、屋根および柱または壁を有するものをいい、門、塀、垣、タンク、サイロ、井戸、物干等の屋外設備・装置を除きます。ただし、居住の用に供する建物に限ります。
全損	（建物の場合） 建物の主要構造部の損害の額が、その建物の保険価額の50%以上である損害または建物の焼失もしくは流失した部分の床面積のその建物の延べ床面積に対する割合が70%以上である損害をいいます。
大半損	（建物の場合） 建物の主要構造部の損害の額が、その建物の保険価額の40%以上50%未満である損害または建物の焼失もしくは流失した部分の床面積のその建物の延べ床面積に対する割合が50%以上70%未満である損害をいいます。
小半損	（建物の場合） 建物の主要構造部の損害の額が、その建物の保険価額の20%以上40%未満である損害または建物の焼失もしくは流失した部分の床面積のその建物の延べ床面積に対する割合が20%以上50%未満である損害をいいます。
一部損	（建物の場合） 建物の主要構造部の損害の額が、その建物の保険価額の3%以上20%未満である損害をいいます。
第2章 補償条項	
第2条（保険金を支払う場合）	
(1) 当会社は、地震等を直接または間接の原因とする火災、損壊、埋没または流失によって、保険の対象について生じた損害が全損、大半損、小半損または一部損に該当する場合は、この約款に従い、保険金を支払います。	

- (2) 地震等を直接または間接の原因とする地すべりその他の災害による現実かつ急迫した危険が生じたため、建物全体が居住不能に至った場合は、これを地震等を直接または間接の原因とする火災、損壊、埋没または流失によって生じた建物の全損とみなして保険金を支払います。
- (3) 地震等を直接または間接の原因とする洪水・融雪洪水等の水災によって建物が床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水を被った結果、その建物に損害が生じた場合には、これを地震等を直接または間接の原因とする火災、損壊、埋没または流失によって生じた建物の一部損とみなして保険金を支払います。
- (4) (1) から (3) までの損害の認定は、保険の対象が建物である場合には、その建物ごとに行い、保険の対象が生活用動産である場合には、これを収容する建物ごとに行います。また、門、塀または垣が保険の対象に含まれる場合には、これらが付属する建物の損害の認定によるものとします。

第3条～第4条－省略－

第5条（保険金の支払額）

- (1) 当会社は、第2条（保険金を支払う場合）の保険金として次の金額を支払います。
- ① 保険の対象である建物または生活用動産が全損となった場合は、その保険の対象の保険金額に相当する額。ただし、保険価額を限度とします。
 - ② 保険の対象である建物または生活用動産が大半損となった場合は、その保険の対象の保険金額の60%に相当する額。ただし、保険価額の60%に相当する額を限度とします。
 - ③ 保険の対象である建物または生活用動産が小半損となった場合は、その保険の対象の保険金額の30%に相当する額。ただし、保険価額の30%に相当する額を限度とします。
 - ④ 保険の対象である建物または生活用動産が一部損となった場合は、その保険の対象の保険金額の5%に相当する額。ただし、保険価額の5%に相当する額を限度とします。
- (2) (1) の場合において、この保険契約の保険の対象である次の建物または生活用動産について、この保険契約の保険金額がそれぞれ次に規定する限度額を超えるときは、その限度額をこの保険契約の保険金額とみなし(1)の規定を適用します。
- ① 同一敷地内に所在し、かつ、同一被保険者の所有に属する建物 5,000万円
 - ② 同一敷地内に所在し、かつ、同一被保険者の世帯に属する生活用動産 1,000万円

以下－省略－

1. 150万円
2. 240万円
3. 300万円
4. 480万円

(問題35)

(設問B) 青山さんは、自家用自動車を運転中に事故に遭い、相手車両および自車両に損害が生じた。

下記＜条件＞に基づき、青山さんの自動車保険から支払われる対物賠償保険金と車両保険金の合計額として、正しいものはどれか。なお、解答に当たっては＜資料1＞＜資料2＞を参照すること。

＜条件＞

[青山さんの自動車保険の契約内容]

保険契約者・記名被保険者・車両所有者：青山さん
対人賠償責任保険金額：無制限（免責金額：0円）
対物賠償責任保険金額：無制限（免責金額：0円）
車両保険金額：230万円（免責金額：0円）
車両保険価額：230万円

[相手方の自動車保険の契約内容]

保険契約者・記名被保険者・車両所有者：相手方の個人名義
対人賠償責任保険金額：無制限（免責金額：0円）
対物賠償責任保険金額：無制限（免責金額：5万円）

[その他]

- ・ 事故状況と過失割合および損害額等は、＜資料1＞のとおり。
- ・ 青山さんおよび相手方のいずれの損害額および過失割合も確定済みであり、双方にケガはない。
- ・ 相手方の対物賠償責任保険からの保険金および相手方保険の免責金額の相手方負担分を受け取ることとし、保険会社間の相殺はないものとする。また、＜資料2＞第2節第4条（1）の「第5条①から⑤までの費用」および「被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより代位取得するもの」は発生していないものとする。
- ・ ＜資料2＞車両条項第5条（3）の「回収金」には、相手方の対物賠償保険金および相手方負担の免責金額を含み、「第7条の費用」はないものとする。

<資料 1 >

[事故状況]

信号のない同幅員のT字型交差点

相手車両
過失割合：30%

→

衝突

↓

青山さんの車両
過失割合：70%

[損害額等]

青山さんの車両の損害額（修理費用）：90万円

相手車両の損害額（修理費用）：60万円

相手車両の時価額：250万円

事故に要したその他の費用：なし

<資料 2 >

[個人総合自動車保険普通保険約款（抜粋）]

第2節 対物賠償責任条項

第1条（保険金を支払う場合）

当社は、ご契約のお車の所有、使用もしくは管理に起因して他人の財物を損壊させたこと、またはご契約のお車の所有、使用もしくは管理に起因して軌道上を走行する陸上の乗用具が運行不能になること（以下「対物事故」といいます。）により、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この対物賠償責任条項および基本条項に従い、対物賠償保険金を支払います。

第2条～第3条－省略－

第4条（支払保険金の計算）

(1) 1回の対物事故につき当社の支払う対物賠償保険金の額は、次の算式によって算出される額とします。ただし、対物保険金額を限度とします。

対物賠償
保険金の額

=

被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額

+

第5条（費用）①から⑤までの費用

-

被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額

-

保険証券に免責金額の記載がある場合は、その免責金額

(2) －省略－
－中略－

車両条項

第1条（保険金を支払う場合）

（1）当社は、衝突、接触、墜落、転覆、物の飛来、物の落下、火災、爆発、台風、洪水、高潮その他の偶然な事故によってご契約のお車に発生した損害およびご契約のお車の盗難によって発生した損害に対して、この車両条項および基本条項に従い、被保険者に車両保険金を支払います。

（2）本条（1）のご契約のお車には、付属品を含みます。

第2条～第4条－省略－

第5条（支払保険金の計算）

（1）1回の事故につき当社の支払う車両保険金の額は、次のとおりとします。

区 分	支払保険金の額	
	車両保険金額が保険価額以上の場合	車両保険金額が保険価額に達しない場合
① 全損の場合	保険価額	車両保険金額
② 分損の場合	次の算式によって算出される額とします。ただし、保険価額を限度とします。 第6条（損害の額の決定） ②の損害の額 － 保険証券に免責金額の記載がある場合は、その免責金額	次の算式によって算出される額とします。ただし、車両保険金額を限度とします。 第6条②の損害の額 － 保険証券に免責金額の記載がある場合は、その免責金額 × 車両保険金額 ／ 保険価額

（2）－省略－

（3）第6条（損害の額の決定）の損害の額および第7条（費用）の費用のうち、回収金（注1）がある場合において、回収金（注1）の額が被保険者の自己負担額を超過するときは、当社は本条（1）および（2）に定める車両保険金の合計額からその超過額を差し引いて車両保険金を支払います。

（4）－省略－

（注1）回収金とは、第三者が負担すべき金額で被保険者のために既に回収されたものをいいます。

第6条（損害の額の決定）

当社が車両保険金を支払うべき損害の額は、次のとおりとします。

① 全損の場合は、保険価額

② 分損の場合は、次の算式によって算出される額

損害の額	＝	修理費の額	－	修理に際し部分品を交換したためにご契約のお車全体として価額の増加が発生した場合は、その増加額	－	修理に伴って発生した残存物がある場合は、その残存物の価額
------	---	-------	---	--	---	------------------------------

以下－省略－

1. 40万円
2. 45万円
3. 100万円
4. 105万円

(問題36)

(設問C) 細川さんは、下記の国内旅行傷害保険を契約している。下記＜条件＞に基づき、細川さんに支払われる国内旅行傷害保険の保険金の合計額として、正しいものはどれか。なお、解答に当たっては、下記＜資料1＞＜資料2＞を参照すること。

＜条件＞

[細川さんの国内旅行傷害保険の契約内容]

死亡・後遺障害保険金額：1,000万円

入院保険金日額：7,000円

手術保険金額：入院保険金日額の5倍・10倍

通院保険金日額：4,000円

携行品損害保険金額：30万円（免責金額：5,000円）

※他の特約は付帯されていない。

[事故状況]

細川さんは、国内旅行中に観光地で転倒しケガをしたため、事故当日に最寄りのS Y病院で診察を受けた。診察の結果、入院が必要となったため、その日のうちに一旦帰宅し、同日から16日間自宅近くのS Z病院に入院した。さらに退院後60日以内に21日間の通院をした。また、転倒した際に着けていた保険価額20万円の腕時計を破損し、53,000円の修理費がかかった。

※いずれも確定した損害額および日数である。

※入院時や退院後において手術は行われていない。

※上記以外に費用は発生していない。

＜資料1＞

[傷害保険普通保険約款（抜粋）]

第1章 補償条項

第1条（保険金を支払う場合）

(1) 当社は、被保険者が急激かつ偶然な外来の事故によってその身体に被った傷害に対して、この約款に従い保険金を支払います。

(2) 当社は、本条(1)の保険金のうち、保険証券に保険金額等（注）が記載されたものについて支払います。ただし、死亡保険金および後遺障害保険金については保険金額が保険証券に記載された場合、手術保険金については入院保険金日額が保険証券に記載された場合に支払います。

（注）保険金額等とは、保険金額、入院保険金日額および通院保険金日額をいいます。

第2条～第5条－省略－

第6条（入院保険金および手術保険金の計算）

(1) 当社は、被保険者が第1条（保険金を支払う場合）(1)の傷害を被り、その直接の結果として、入院した場合は、その期間に対し、次の算式によって算出した額を入院保険金として被保険者に支払います。

$$\boxed{\text{入院保険金の額}} = \boxed{\text{入院保険金日額}} \times \boxed{\text{入院した日数（注）}}$$

（注）入院した日数は、180日を限度とします。ただし、いかなる場合においても、事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対しては、入院保険金を支払いません。

(2)～(4)－省略－

第7条（通院保険金の計算）

- （1）当社は、被保険者が第1条（保険金を支払う場合）（1）の傷害を被り、その直接の結果として、通院した場合は、その日数に対し、次の算式によって算出した額を通院保険金として被保険者に支払います。

$$\boxed{\text{通院保険金の額}} = \boxed{\text{通院保険金日額}} \times \boxed{\text{通院した日数（注）}}$$

（注）通院した日数は、90日を限度とします。ただし、いかなる場合においても、事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては、通院保険金を支払いません。

（2）－省略－

- （3）当社は、本条（1）の規定にかかわらず、第6条（入院保険金および手術保険金の計算）の入院保険金を支払うべき期間中の通院に対しては、通院保険金を支払いません。

- （4）被保険者が通院保険金の支払を受けられる期間中にさらに通院保険金の支払を受けられる傷害を被った場合においても、当社は、重複しては通院保険金を支払いません。

以下－省略－

<資料2>

〔携行品損害補償特約（国内旅行特約用）（抜粋）〕

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第2条（保険の対象およびその範囲）

- （1）保険の対象は、被保険者が旅行行程中に携行している身の回り品に限ります。
- （2）本条（1）の規定にかかわらず、次に掲げる物は、保険の対象に含まれません。
- ① 株券、手形、定期券、その他の有価証券（注1）、印紙、切手その他これらに類する物
 - ② 預金証書または貯金証書（注2）、クレジットカード、ローンカード、プリペイドカード、電子マネーその他これらに類する物
 - ③ 稿本、設計書、図案、証書（注3）、帳簿、ひな形、鋳型、木型、紙型、模型、勲章、き章、免許状その他これらに類する物。ただし、印章については、保険の対象に含まれます。
 - ④ 船舶（注4）、自動車等およびこれらの付属品
 - ⑤ 被保険者が普通保険約款別表1に掲げる運動等を行っている間のその運動等のための用具
 - ⑥ 義歯、義肢、コンタクトレンズその他これらに類する物
 - ⑦ 動物および植物
 - ⑧ テープ、カード、ディスク、ドラム等のコンピュータ用の記録媒体に記録されているプログラム、データ（注5）その他これらに類する物
 - ⑨ その他下欄記載の物

保険証券に保険の対象に含まない旨記載された物

（注1）その他の有価証券には、乗車券等、通貨および小切手を含みません。これらについては、保険の対象に含まれます。

（注2）預金証書または貯金証書には、通帳およびキャッシュカードを含みます。

（注3）証書には、運転免許証およびパスポートを含みます。

（注4）船舶には、ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。

（注5）プログラム、データは、市販されていないものをいいます。

第3条（保険金を支払う場合）

- （1）当社は、旅行行程中に日本国内において偶然な事故によって保険の対象について発生した損害に対して、この特約、国内旅行傷害保険特約および傷害保険普通保険約款の規定に従い保険金を被保険者に支払います。

- (2) 当社は、本条(1)のほか、国内旅行傷害保険特約第2条(保険金を支払う場合)(2)に規定する場合において、日本国外において旅行行程中に発生した事故によって保険の対象について発生した損害に対しても、保険金を支払います。

第4条－省略－

第5条(損害の額の決定)

- (1) 当社が保険金として支払うべき損害の額は、保険価額によって定めます。
- (2) 本条(1)の場合において、損害が発生した保険の対象の損傷を修理することができるときには、保険価額を限度とし、次の算式によって損害の額を算出します。

損害の額	=	修理費	-	修理によって保険の対象の価額が増加した場合は、その増加額	-	修理に伴って発生した残存物がある場合は、その価額
------	---	-----	---	------------------------------	---	--------------------------

(3)～(7)－省略－

第6条(支払保険金の計算)

当社が支払う保険金の額は、1回の事故につき、次の算式によって算出される額とします。ただし、保険期間を通じ、保険金額をもって限度とします。

保険金の支払額	=	損害の額	-	免責金額
---------	---	------	---	------

以下－省略－

1. 132,000円
2. 196,000円
3. 244,000円
4. 249,000円

問 1 1

個人事業主の大下さんが契約している損害保険に関する以下の設問A～Cについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

[家族構成]

大下さん（55歳）：個人事業主
 妻（55歳）：パートタイマー（大下さんと同居・同一生計）
 長男（27歳）：会社員（両親と別居・別生計、既婚）
 長女（19歳）：大学生（両親と同居・同一生計、未婚）

[大下さんが契約している損害保険の内容]

<契約①>

保険種類：自動車保険
 保険契約者＝記名被保険者・車両所有者：大下さん
 保険期間：2024年10月1日から1年間
 被保険自動車：自家用小型乗用車
 保険金額：対人賠償責任保険金額 無制限（1名につき）
 対物賠償責任保険金額 無制限（1事故につき）
 人身傷害保険金額 5,000万円（1名につき）
 エコノミー車両保険金額 300万円
 特約：他車運転危険担保特約（自動付帯）
 運転者家族限定特約
 車両危険限定補償特約
 自動車損害賠償責任保険も同じ保険会社と契約している。

<契約②>

保険種類：家族傷害保険
 保険契約者＝記名被保険者：大下さん
 保険期間：2024年8月1日から1年間

	(本人)	(配偶者)	(親族)
保険金額：死亡・後遺障害保険金額	1,000万円	500万円	300万円
入院保険金額（日額）	5,000円	5,000円	3,000円
通院保険金額（日額）	3,000円	2,000円	1,500円

特約：個人賠償責任補償特約 支払限度額 5,000万円

<契約③>

保険種類：所得補償保険
 保険契約者＝被保険者：大下さん
 保険期間：2024年11月1日から1年間
 保険金額：月額60万円（就業不能期間1ヵ月についての金額）
 てん補期間：1年間
 免責期間：7日間

(問題 37)

(設問A) 大下さんが契約している自動車保険<契約①>および自動車損害賠償責任保険(以下「自賠責保険」という)に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、記載のない特約については考慮しないものとする。

1. 大下さんが被保険自動車を駐車する際、誤って妻に接触しケガをさせた場合、自賠責保険の補償の対象となる。
2. 自賠責保険では、死亡事故の場合、支払限度額は被害者1人につき3,000万円であるが、被害者が複数いても1事故当たりの支払限度額はない。
3. 被保険自動車が盗難に遭った場合、エコノミー車両保険の補償の対象となる。
4. 大下さんの長男が被保険自動車を運転中、誤って他人の家の塀に衝突し法律上の損害賠償責任を負った場合、対物賠償責任保険の補償の対象となる。

(問題 38)

(設問B) 大下さんが契約している家族傷害保険<契約②>に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、記載のない特約は付帯されていないものとする。

1. 大下さんがランニング中に転倒してケガをし、通院による医師の治療を受けた場合、通院保険金の支払い対象となる。
2. 大下さんの妻が料理中にやけどをし、通院による医師の治療を受けた場合、通院保険金の支払い対象となる。
3. 大下さんの妻が自転車配達のパート勤務中に他の歩行者に誤って接触しケガをさせ、法律上の損害賠償責任を負った場合、個人賠償責任補償特約の補償の対象となる。
4. 大下さんの長女がショッピング中に誤って商品を落とし、法律上の損害賠償責任を負った場合、個人賠償責任補償特約の補償の対象となる。

(問題 39)

(設問C) 大下さんは業務中の事故でケガをして、2025年4月15日から15日間入院した後、さらに医師の治療を受けながら17日間自宅療養し、その間まったく働くことができなかった。大下さんが契約している所得補償保険<契約③>から支払われる保険金の額として、最も適切なものはどれか。なお、大下さんの休業前12ヵ月間の平均月間所得は90万円であるものとし、過去に保険金を受け取ったことはない。また、就業不能期間が1ヵ月に満たない場合または1ヵ月未満の端日数が生じた場合は、1ヵ月を30日として日割り計算により保険金の額を算定することとする。

1. 300,000円
2. 500,000円
3. 640,000円
4. 750,000円

問 1 2

C F P[®]認定者は、めん類製造業の株式会社DK（以下「DK社」という）に係るリスクマネジメントと、関連する各種損害保険についてのアドバイスを求められました。以下の設問A～Dについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

[DK社の概要]

事業内容：めん類製造業

※同一敷地内で店舗を運営している。

資本金：1億円

従業員：150名（うち、パート・アルバイト50名）

所有建物：本社ビル（鉄筋コンクリート造3階建て 800m²）

製造工場（鉄骨造平屋建て 5,000m²）

店舗（うどん・そば店：鉄骨造平屋建て 200m²）

所有車両：9台（自家用普通乗用車 2台、自家用小型貨物車 7台）

(問題40)

(設問A) DK社は下記の企業費用・利益総合保険を契約している。DK社の製造工場建物および機械設備が火災により損害を被った場合、企業費用・利益総合保険から支払われる保険金の額として、正しいものはどれか。なお、解答に当たっては、下記＜資料1＞＜資料2＞を参照すること。

＜資料1＞

[契約内容]

保険種類：企業費用・利益総合保険（利益条項）

補償期間：1年間

保険の対象：製造工場建物および建物内収容の機械設備・装置

約定補償率：40%

免責金額：0円

その他特約：なし

[損害の状況]

工場建物の焼失により、営業収益が復旧するまでに1年かかる。

[直近の会計年度（1年間）の内容]

営業収益（売上高）：40億円

経常費：18億円（うち、人件費7億円）

変動費：20億円

営業利益：2億円

[事故後の状況]

営業収益減少額：5億円

支出を免れた経常費：1億円

収益減少防止費用：0円

<資料2>

[企業費用・利益総合保険普通保険約款（抜粋）]

第1章 利益条項

第1条（保険金を支払う場合）

当社は、次のいずれかに該当する事由により営業が休止または阻害されたために生じた喪失利益および収益減少防止費用（以下この条項において「損失」といいます。）に対して、この条項および基本条項の規定に従い、保険金を支払います。

- ① すべての偶然な事故により保険の対象が損害を受けたこと。
- ② 不測かつ突発的な事由に起因して保険の対象と配管または配線により接続している別表1に掲げる事業者の占有するユーティリティ設備の機能が停止または阻害されたことにより、電気、ガス、熱、水道もしくは工業用水道または電信・電話の供給・中継が中断または阻害されたこと。

第2条～第4条－省略－

第5条（用語の定義）

この条項において使用される用語の定義は次のとおりとします。

①～⑧－省略－

⑨ 利益率

直近の会計年度（1年間）において、次の算式によって算出した割合をいいます。

$$\boxed{\text{利益率}} = \frac{\text{営業利益} + \text{経常費}}{\text{営業収益}}$$

ただし、同期間中に営業損失（営業費用から営業収益を差し引いた額）が生じた場合は、次の算式によって算出した割合をいいます。

$$\boxed{\text{利益率}} = \frac{\text{経常費} - \text{営業損失}}{\text{営業収益}}$$

第6条－省略－

第7条（保険金の支払額）

（1）当社が支払うべき第1条（保険金を支払う場合）の保険金の額は、1回の事故につき、①から③までの規定に従って算出した損失の額から④および⑤の額を差し引いた額とします。

- ① 喪失利益については、収益減少額に約定補償率を乗じて得られた額とします。ただし、補償期間中に支出を免れた経常費がある場合は、次の算式によって算出した額を差し引いた額とします。

$$\boxed{\text{支出を免れた経常費}} \times \frac{\text{約定補償率}}{\text{利益率}}$$

- ② 収益減少防止費用については、次の算式によって算出した額とします。ただし、その費用の支出によって減少することを免れた営業収益に約定補償率を乗じて得られた額を限度とします。

$$\boxed{\text{収益減少防止費用}} \times \frac{\text{約定補償率}}{\text{利益率}}$$

- ③ ①および②の場合において、約定補償率が利益率より大きいときは、「約定補償率」とあるのを「利益率」と読み替えて、①および②の規定を適用します。
- ④ 保険証券記載の免責金額
- ⑤ 事故が第1条（保険金を支払う場合）②の事由である場合には、その事故の発生した時を含む日の午前0時から保険証券記載の免責時間中に発生した損失の額

以下－省略－

別表1

電気事業法（昭和39年法律第170号）に定める電気事業者
 ガス事業法（昭和29年法律第51号）に定めるガス事業者
 熱供給事業法（昭和47年法律第88号）に定める熱供給事業者
 水道法（昭和32年法律第177号）に定める水道事業者および水道用水供給事業者ならびに
 工業用水道事業法（昭和33年法律第84号）に定める工業用水道事業者
 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）に定める電気通信事業者

1. 8,000万円
2. 1億円
3. 1億2,000万円
4. 1億6,000万円

(問題 4 1)

(設問B) DK社が契約している下記の自動車保険に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、記載のない特約については考慮しないものとする。

保険種類：自動車保険

保険契約者・記名被保険者：DK社

保険金額：対人賠償責任保険金額 無制限 (免責金額：0円)

対物賠償責任保険金額 無制限 (免責金額：0円)

人身傷害保険金額 5,000万円

一般車両保険金額 200万円 (免責金額：0円)

1. 従業員が業務で社有車を運転中に、DK社の構内にいた取引先の社員に誤って接触し負傷させた場合、対人賠償責任保険の補償の対象となる。
2. 従業員が業務で社有車を運転中に、DK社の店舗の一部を誤って破損した場合、対物賠償責任保険の補償の対象となる。
3. 従業員が業務で社有車を運転中に、DK社の本社ビルに誤って衝突し、同乗していた他の従業員が負傷した場合、人身傷害保険の補償の対象となる。
4. 従業員が社有車を取引先で駐車中に、第三者のいたずらにより車体が損傷した場合、加害者が特定できなくとも一般車両保険の補償の対象となる。

(問題 4 2)

(設問C) 法人向け損害保険に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、特約は付帯しないものとする。

1. 機械保険では、火災により保険の対象である工場内の機械が損害を被った場合、損害発生直前の稼働可能な状態まで回復するために必要な修理費用は補償の対象となる。
2. 動産総合保険では、事務所に収容している保険の対象である美術品が盗難に遭った場合、補償の対象となる。
3. 雇用慣行賠償責任保険では、会社内で発生した従業員へのハラスメントや不当解雇等により起因して、会社が従業員に対して法律上の損害賠償責任を負うことによって被る損害は補償の対象となる。
4. 約定履行費用保険では、偶発的事由が生じた際に一定の金銭等の債務を履行または免除する約束を第三者とあらかじめ取り決めている場合、その約束を履行することで被る損害は補償の対象となる。

(問題43)

(設問D) サイバー保険に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、特約は付帯しないものとする。

1. 使用・管理しているコンピュータシステムが原因で取引先の事業を阻害した場合、法律上の損害賠償責任を負うことによって被る損害は補償の対象となる。
2. ランサムウェア攻撃に遭い、システムを復旧させるために加害者の口座に振り込んだ身代金は補償の対象となる。
3. 外部からの不正アクセスが原因で個人情報が流出した場合、会社が支出した被害者に対する見舞金は補償の対象となる。
4. 従業員が顧客リストの電子データを不正に持ち出して個人情報が流出した場合、謝罪会見にかかる費用は補償の対象となる。

問 1 3

洋菓子製造業の株式会社B Y（以下「B Y社」という。役員4名、従業員8名であり、同族会社ではない）は、下記の損害保険を契約しています。これらの保険契約に関する以下の設問A～Dについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。なお、B Y社の決算期間（事業年度）は、4月1日から翌年3月31日までとします。

[契約①]

保険種類：普通傷害保険

保険契約者：B Y社

被保険者：B Y社の役員・従業員全員（12名）

保険金額（被保険者1名当たりの金額であり、各被保険者とも同一）

：死亡・後遺障害保険金額 2,000万円

入院保険金額（日額） 5,000円

通院保険金額（日額） 3,000円

保険金受取人：B Y社

年払い保険料：35万円

保険期間：2024年10月1日から1年間

特約：法人契約特約

[契約②]

保険種類：所得補償保険

保険契約者：B Y社

被保険者：B Y社の役員・従業員全員（12名）

保険金受取人：被保険者

保険金額：月額10万円（被保険者1名当たりの金額であり、各被保険者とも同一）

年払い保険料：被保険者1名当たりの保険料は被保険者の年齢に応じた額

※保険期間中無事故の場合、満期時に保険料の20%の無事故戻し返戻金が支払われる。

保険期間：2025年4月1日から1年間

てん補期間：1年間（免責期間：7日間）

[契約③]

保険種類：自動車保険

保険契約者：B Y社

被保険自動車：B Y社の社有車

保険金額：対人賠償責任保険金額 無制限（1名につき）

対物賠償責任保険金額 無制限（1事故につき）

人身傷害保険金額 3,000万円（1名につき）

一般車両保険金額 150万円

保険期間：2024年12月1日から1年間

特約：車両全損時諸費用補償特約

[契約④]

保険種類：火災保険

保険契約者：B Y 社

保険の対象：B Y 社所有の事務所兼作業用建物（帳簿価額 2,400 万円）

保険金額：3,300 万円

保険期間：2024 年 8 月 1 日から 1 年間

(問題 4 4)

(設問 A) 普通傷害保険 [契約①] に係る経理処理（税務処理）に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、短期前払費用の損金算入が認められているものとする。

1. B Y 社は、普通傷害保険の契約に当たり、年払い保険料 35 万円を支払った。

借方		貸方	
傷害保険料	35 万円	現金・預金	35 万円

2. B Y 社は、普通傷害保険を保険期間の途中で解約し、解約返戻金 15 万円を受け取った。

借方		貸方	
現金・預金	15 万円	雑収入	15 万円

3. 被保険者である B Y 社の従業員が業務中の事故によるケガで入院し、B Y 社は受け取った入院保険金 5 万円を見舞金（社会通念上相当とされる金額）として当該従業員に支払った。

借方		貸方	
現金・預金	5 万円	雑収入	5 万円
見舞金	5 万円	現金・預金	5 万円

4. 被保険者である B Y 社の従業員が業務中の交通事故で死亡し、B Y 社は受け取った死亡保険金 2,000 万円を社内規程に基づく死亡退職金として当該従業員の遺族に支払った。

借方		貸方	
現金・預金	2,000 万円	死亡退職金	2,000 万円

(問題 4 5)

(設問B) 所得補償保険〔契約②〕に係る経理処理(税務処理)に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 被保険者であるB Y社の従業員が交通事故によるケガで入院し、所得補償保険の保険金が従業員に直接支払われた場合、B Y社では保険契約者として保険金に関する経理処理をしなければならない。
2. B Y社が支払った所得補償保険の保険料について、その全額を福利厚生費として損金に算入することができる。
3. B Y社が支払った所得補償保険の保険料について、被保険者であるB Y社の役員・従業員ともに所得税の課税対象とならない。
4. B Y社が無事故の場合に受け取る無事故戻し返戻金は、雑収入として益金に算入する。

(問題 4 6)

(設問C) B Y社の社有車に自動車事故が起きた場合、自動車保険〔契約③〕からB Y社が受け取る保険金等に係る経理処理(税務処理)に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. B Y社の社有車の自損事故で車両が全損したことにより、保険会社から受け取った車両保険金で同一事業年度内に代替の新車を購入した場合、所定の要件を満たせば圧縮記帳の適用を受けることができる。
2. B Y社の社有車が対物事故の被害を受け、加害者側の保険会社から対物賠償保険金を受け取った場合、経理処理は必要ない。
3. B Y社の従業員が社有車を運転中に誤って外壁に衝突し、保険会社から受け取った車両保険金により社有車を修理した場合、車両保険金は益金に算入し、修理費は損金に算入する。
4. B Y社の社有車が台風による土砂災害で全損となり、廃車等に要した費用を保険会社から受け取った車両全損時諸費用保険金により支払った場合、車両全損時諸費用保険金は益金に算入し、廃車等に要した費用は損金に算入する。

(問題 4 7)

(設問D) B Y社の事務所兼作業用建物が2024年9月に火災により全焼し、火災保険〔契約④〕から火災保険金として3,300万円を受け取った。B Y社は、この保険金を使って5ヵ月後に代替建物を3,500万円で取得した。B Y社が新たな事務所兼作業用建物について圧縮限度額まで圧縮記帳の適用を受けた場合、再取得建物の帳簿価額として、最も適切なものはどれか。なお、滅失によって支出した経費は300万円である。

1. 2,600万円
2. 2,700万円
3. 2,800万円
4. 2,900万円

問 1 4

個人および個人事業主を保険契約者とする損害保険の税務に関する以下の設問A～Cについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

(問題 4 8)

(設問A) 地震保険料控除（旧長期損害保険に係る保険料控除の経過措置を含む）に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 複数年分の地震保険料を一括で支払った場合、支払った保険料の全額がその年の地震保険料控除の対象となる。
2. 店舗併用住宅の建物を保険の対象とする地震保険の保険料について、居住の用に供する部分の割合が建物全体のおおむね90%以上の場合は、その全額を地震保険料控除の対象とすることができる。
3. 地震保険料と旧長期損害保険料に該当する保険契約が両方ある場合、それぞれの方法で計算した控除金額の合計額が、5万円を限度として所得税の地震保険料控除の対象となる。
4. 2024年中に保険料の変更を伴う基本給付金の据置期間の変更があった年金払積立傷害保険契約（保険始期2005年10月1日）は、2024年以降は地震保険料控除の対象とならない。

(問題 4 9)

(設問B) 下記＜資料＞に記載されている〔契約①〕～〔契約④〕の普通傷害保険の保険金受取時の税務に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

＜資料＞

	〔契約①〕	〔契約②〕	〔契約③〕	〔契約④〕
保険契約者＝保険料負担者	馬場さん	馬場さん	馬場さん	Q X 社 (馬場さんの勤務先)
被保険者	馬場さん	馬場さんの配偶者	馬場さんの配偶者	馬場さん
死亡保険金受取人	馬場さんの配偶者	馬場さん	馬場さんの長女	馬場さんの配偶者

1. 馬場さんが事故により死亡し、〔契約①〕の死亡保険金を馬場さんの相続人である配偶者が受け取った場合、相続税の課税対象となる。
2. 馬場さんの配偶者が事故により死亡し、〔契約②〕の死亡保険金を馬場さんが受け取った場合、一時所得として所得税の課税対象となる。
3. 馬場さんの配偶者が事故により死亡し、〔契約③〕の死亡保険金を馬場さんの配偶者の相続人である長女が受け取った場合、贈与税の課税対象となる。
4. 不動産会社の法人Q X社の従業員である馬場さんが事故により死亡し、〔契約④〕の死亡保険金を馬場さんの相続人である配偶者が受け取った場合、非課税である。

(問題50)

(設問C) 会社員の小山さんは、下記の損害保険を契約している。これらの保険契約に係る保険金の税務に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

[小山さんが契約している損害保険の内容]

<契約①>

保険種類：自動車保険

保険契約者＝保険料負担者：小山さん

記名被保険者：小山さん

補償内容：対人賠償責任保険、対物賠償責任保険、車両保険、人身傷害保険が付帯されている。

<契約②>

保険種類：ゴルファー保険

保険契約者＝保険料負担者：小山さん

被保険者：小山さん

補償内容：ゴルフ用品補償特約、ホールインワン・アルバトロス費用担保特約が付帯されている。

<契約③>

保険種類：所得補償保険

保険契約者＝保険料負担者：小山さん

被保険者：小山さん

1. 小山さんが自動車事故により他人にケガをさせてしまい、<契約①>の対人賠償保険金100万円が被害者に支払われた場合、被害者が受け取った保険金は非課税である。
2. 小山さんがゴルフプレー中に誤ってゴルフクラブを破損して、<契約②>のゴルフ用品保険金10万円を小山さんが受け取った場合、一時所得として所得税の課税対象となる。
3. 小山さんがゴルフプレー中にアルバトロスを達成し、贈答用記念品購入費用を補てんするものとして、<契約②>のホールインワン・アルバトロス費用保険金100万円を小山さんが受け取った場合、一時所得として所得税の課税対象となる。
4. 小山さんが旅行中の事故でケガをして、3ヵ月間就業不能となったことで<契約③>の所得補償保険金60万円を小山さんが受け取った場合、非課税である。